

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第5回）

2008年5月8日（木）

（13:30～18:13）

国際協力銀行本店9階講堂

【司会】

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する第5回目のコンサルテーション会合を開催させていただきたいと思っております。

私、今回も司会・進行役を務めさせていただきます国際協力銀行総務部の鷓木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、予定としましては17時30分までということで、ほぼ4時間程度の会議を予定させていただいております。毎回のことですが、途中適当なところで休憩をはさんで進めさせていただければと思っております。

また、これは毎回皆様をお願いしていることですが、改めまして冒頭に私のほうからお願いさせていただきます。まずこの会議の議事録は逐語で公開をさせていただく予定としております。ご発言いただく際には、冒頭にご所属とお名前をおっしゃっていただければと思っております。複数回ご発言される方がいらっしゃいますが、お手数ですが、そのたびにおっしゃっていただければと思っております。

議事録上で匿名を希望される方、あるいはこの会議中の発言そのものも、その際に匿名をご希望の方がもしいらっしゃいましたら、その旨をご発言の前におっしゃっていただければと思っております。

それからいつもお願いさせていただいていますが、なるべく多くの方のご発言をいただければと考えておりますので、なるべく簡素にということをお願いできればと思っております。

それから前回と同様ですが、ガイドライン改訂の検討のためのコンサルテーション会合ですので、その趣旨にかんがみまして、個別案件に関するご質問等をご遠慮いただければと思っております。いつもと同じですが、こういうかたちで進めさせていただければと考えております。

それではまず初めに、本日の会議の進行あるいは内容につきまして、JBICの藤平参事役から説明をしてもらいます。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

JBICの藤平でございます。連休明けで、私自身もちょっと頭がぼけていますけれども、そういうタイミングで皆様にお集まりいただきまして、ちょっと恐縮しておりますととも

に感謝しております。

本日は第5回ということで、これまでいただきました論点、各論レベルの項目までいきますと60項目ございます。この60項目について本格的な議論をやっていく最初の会合となるかと思えます。前回の会合の終わりの段階では、私どものほうからあまりはっきりとタイムスケジュールとか、どこまでやるつもりかということはお示ししなかったのですが、前回の議論の中で、一部の方から、たぶんご自身のご関心のある項目がどのタイミングで議論されるのかをお知りになりたいということもあって、そのご要望も踏まえ、あらかじめ今回の案内をさせていただくホームページの中で、今回については、項番の1番からやっていくわけですが、一応1番から12番までをできれば今回で議論をしたいというつもりで記載をいたしました。

12番までの項目をさらに各論レベルまで掘り下げますと、だいたい14項目、15項目になります。これを単純に時間で割りますと、1項目当たり15分という計算になるのですが、かねてから私どもが申し上げていますとおり、時間で切ってしまうということは極力したくないと考えております。一方で、先ほど申し上げましたように60項目ということもあって、これを限られた時間、限られた機会の中で実質的な議論をしていく必要があると考えています。

したがって時間で切るということはいたしません、議論がスムーズに展開できるように、皆様方のご協力をいただきたいと思いますし、場合によってはいくつかの応用動作も考えていきたい。つまりある議論が、これはもうかなり時間がかかりそうだということであれば、1回後ろ回しにするといった応用動作も適宜させていただきたいと思っております。その上で、一応1番から12番ぐらまでをめでに本日議論できればということでご協力をいただきたいと思います。これが1点目です。

それから一つの項目から次の項目に移る際に、もちろんこれは司会がやってもいいのですが、今回は試験的にというか、すべてがトライアルというか試行錯誤でやっているわけですが、最初の一つの項目から次の項目に行くときには、私どもJBIC/NEXIのほうでオリエンテーションをさせていただきたいと考えております。注意事項というほどのものでもないのですが、こんな感じでやらせていただければということにして、長丁場になる可能性がありますので、私の前振りはこのくらいにさせていただきたいと思えます。よろしければこのやり方でやらせていただきたいと思います。

【司会】

ただいま JBIC の藤平参事役からご説明がありましたが、こういうかたちで進めさせていただくということによろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

1点だけクラリフィケーションをさせていただきたいのですが、これから議論を始めるにあたって、先に論点ごとに JBIC さん、NEXI さんのオリエンテーションがまずあって、その議論の中である程度の方針を決められるということなののでしょうか。それとも文言まで詰めた議論を行われる予定なのか。それが1点目。それから論点すべてを議論し終わって、その後に JBIC さん、NEXI さんが持ち帰られて、ドラフトなどを作成されるご予定なのかと思うのですが、その後にどのようなフィードバックをさせていただく機会をお考えなのか。そのあたりをクラリフィケーションしていただければと思います。

【司会】

それでは JBIC のほうからお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ご質問いただいた内容にすべての確にお答えできるかどうかわかりませんが、まず今の段階で、先ほど申しましたように全部で 60 項目もあるという中で、1項目ずつテキストまで詰めていくというのは難しいだろうと思っています。これは誤解があったらあれですが、皆様方とのあいだでも、もちろん最終的にはテキスト、具体的な案文だとは思っているのですが、その前段階として、そもそもこれを改訂の項目とするのかしないのか。改訂するとした場合はどんな方向性なのか。そこの議論が大事なだろうと思っています。その点に特に重きを置いて実質的な議論というふうに考えております。

したがってこの段階で具体的なテキストまでということではないと思います。実際問題、私どもと NEXI さんとのあいだで、できるだけ共通認識のもと、最終的には具体的なテキストということをご当然考えていますけれども、この段階で具体的な文言どうのこうなのというのは、たぶんそれはやりたくても難しいと思っていますので、そこをターゲットにはしていません。

それからいずれ、おっしゃるとおりドラフトということになります。もちろんこれまで

のものも含めて、特に今回からの議論も踏まえまして、私どもはドラフトを作成することになるわけですが、そのドラフトそのものもこの場の議論で、揉んでいただくというのが正しいかどうか分かりませんが、議論の対象とするつもりであります。したがってそれがいわばフィードバックということになると思っています。

いずれにしましても、これは申し上げるまでもないと思いますが、最終的には皆様方のご意見も踏まえながらも、環境ガイドラインを改訂し、それを実施・運用していくのはJBIC/NEXI です。したがって私どもの責任で最後は決定するということになると思いますが、ただ独断で決めるというのはよろしくないということはずもなですが、そういうことがあるものですから、このようなコンサルテーションというフォーラムを設けて議論をし、その議論の対象としてドラフトもいずれ議論の対象としようと考えております。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは先ほどご説明がありましたように、お手もとにお配りしております「ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)」という資料の項番に沿って議論を進めていくことにさせていただきます。

それでは項番 1 から、まず NEXI さんのほうからご説明をお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

すみません、私から。別に深い意味があるわけではないのですが、それなりの意味が実際はありますが、都合 60 項目もあるものですから、私どもと NEXI さんのあいだで適宜役割分担をしております。もちろんどちらかが主体的に話を進めていくということにはなりませんけれども、もう一方のほうがかく黙っているということでは必ずしもありませんので、そこは項目によって分担をしておりますのでご了解いただきたいと思います。

【日本貿易保険 小泉】

NEXI 審査部の小泉と申します。本日初めてこの場に座らせていただきますので、名前だけご挨拶させていただきます。

では項目 1 番から NEXI のほうからご説明させていただきます。

【日本貿易保険 稲川】

本日最初の論点、論点 1、採取産業における歳入の透明性に関する議論を始めたいと思います。これはタイトル自身になじみのない方もいらっしゃると思いますが、趣旨としては、採取産業、つまり石油、ガスあるいは鉱物資源等の採取プロジェクトにおいて、事業者から当該国政府に支払われるロイヤリティや税金等、当該国政府からみれば歳入というかたちになりますが、この透明性を確保、向上させていくことを通じて、当該国における持続的可能な開発、また貧困撲滅に資するという趣旨と理解しております。

この論点は、枝番にして論点 1-1 から論点 1-3 ということで 3 項目、お手もとにありますいちばん厚いテキストで言いますと、3 ページと、あと 1 行ぐらい 4 ページ目にかかるということで、3 ページ分の分量があります。議論としては、先ほど藤平さんからあったとおり、枝番ごとに進めていきますが、便宜上、各枝番の提案の趣旨を述べたのが少し前になっていますので、整理も兼ねて概略を一括して 3 項目ご説明します。皆様はテキストのいちばん左の列を見ていただければと思います。

まず論点 1-1、基本方針。これについては採取産業における歳入の透明性をガイドラインの基本方針に掲げるべきという提案でして、これに伴うかたちで、当該国が EITI、採取産業における透明性イニシアティブというものですが、この制度に加盟している場合には、EITI に即した実施状況の確認を行う。また当該国が EITI の制度に非加盟の場合、入っていない場合には、EITI への参加を JBIC/NEXI として働きかけるべきではないですかという提案です。

検討ポイントとしては、真ん中の列になりますが、1 ページ目、2 ページ目とまたがりまして 7 項目、それぞれに JBIC/NEXI、また参加者として産業界の皆様、また NGO の皆様からコメントが寄せられています。

次に、ページをめくりまして 3 ページ目に入りますが、論点 1-2、ガバナンスリスクのレビューというものです。ガバナンスリスクの高い国では、その国の歳入における採取産業への依存率とその国の経済成長率に負の関係、反比例ということでしょうか、に近い関係がある。つまり当該国政府の汚職とか腐敗、あるいは過剰な軍事費への投資等によってかえって当該国の持続可能な成長に妨げが生じる。そうしたロジックというか説ですが、そうしたものを前提に大規模な採取産業プロジェクトの実施に際しては、その国の当該国の政府のガバナンスリスクのレビューを JBIC/NEXI が行い、ガバナンスリスクが事業便益を上回る場合には当該プロジェクトへの支援を行うべきではないのではないかとい

う提案です。

検討ポイントは2項目ですが、JBIC/NEXI のほうで自問自答というかたちになっているのですが、もともとの提案自体、論点としての提起者は NGO の皆様ということですので、コメントにもし口頭等での補足等がございましたら、論点 1-2 に入ったときにどうぞ補足なさってください。お願いします。

最後、論点 1-3 ですが、政府への支払い、主要な合意の情報公開ということですがけれども、当該採取産業プロジェクトに係る当該国の政府の歳入、例えばロイヤリティとか税金等、あるいは当該国政府とプロジェクトの実施者との契約、また政府間協定等の主要な合意内容をプロジェクトの実施者、あるいは借入人、輸出者等、これは JBIC/NEXI からすればお客様ということになりますが、が公開すべき等の提案です。検討ポイントは2項目ありまして、JBIC/NEXI、また参加者として、産業界の皆様、NGO の皆様からコメントが寄せられています。

ではまず基本方針に関して、論点 1-1 ですが、こちらに関してそれぞれの立場からのコメントが付されていますので、このコメントに対するご質問、ご意見ということで、双方向というかたちで進めさせていただきますが、ございましたら挙手をお願いします。発言者の個々のご指名は司会の方をお願いしますけれども、これはできましたらという効率的な議事の進行ということですので、基本的には一問一答、つまりどなたかが質問や意見を述べたことは、その質問や意見に対して答えてほしい相手を一応念頭に置いてご発言いただき、それを問われた相手のほうから、これは当然私どもの場合もありますし、私どもから会場のどなたかを念頭に置いてご質問する場合がありますが、これに答えていくということで、できましたら繰り返しというかたちで進めたいと思いますので、よろしくご協力ください。

それでは論点 1-1、基本方針のところからご意見、ご質問等ある方から挙手をお願いいたします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今、稲川さんが非常にいいまとめをしてくださったのですが、一つ提案です。各検討ポイントと言うのですか、論点ですか、論点の前に、論点の提出者から簡単に趣旨を説明するようなプレゼンテーションをして、それに対する補足の説明もあるかもしれませんが、そういうやり方のほうがむしろよいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【司会】

ただいまのご意見いかがですか。

【日本貿易保険 稲川】

構わないんですけども、一応4回やっていますから、だいたいわかっているかなという範囲で、ここの中の範囲で、ご提案の趣旨などは十分踏まえておりますので、今私が述べたところで足りないところはまず補足していただければと思います。

【司会】

今のお答えは、ご提案のとおりということによろしいわけですね。

では、ご提案された方から、もし加えてご説明がございましたらお願いします。

【FoE Japan 清水さん】

それでは私から、NGO 提言書で提言された部分について、それに関する検討ポイントに対するコメントをざっくりと説明したいと思います。

まず検討ポイント1に関してですが、おそらく歳入の透明性というテーマの重要性といったことについては、おおむね JBIC/NEXI さん、それから産業界の方々も、そんなに認識は変わらないのかなと思いました。果たしてそれをガイドラインで義務づける必要があるのかどうかということについて、この検討ポイントあるいは検討ポイントのコメントで意見に齟齬があると思っていますけれども、文書で何回かやり取りさせていただいていますが、私たちとしてはガイドラインなり何なりで、採取産業の透明性に関して、基本方針というところまでは別としても、そういったことに対してきちんと JBIC もしくは NEXI が配慮するということは非常に重要なことだと思っています。

これは他の国際金融機関も実施していることですし、決して無理なことではないと思っています。また JBIC さん、NEXI さんが、IFC とか OPIC という機関のように EITI もしくは歳入の透明性に関して支持をしている、もしくはそういうテーマについて配慮をしているという政策を持っているところと一緒にプロジェクトに対して支援をする場合はいいと思うのですが、そうではないような事業に対して JBIC さん、NEXI さんが支援をする場合、そこが抜け穴になってしまうようなことは避けるべきだと思っています。

実際、個別のプロジェクト名を出してはいけないのかもしれませんが、例えばロシアの

サハリン2とか、これは JBIC さん単体で今融資を検討されていると思いますし、カザフスタンのカシャガン油田開発事業なども、他の融資機関がなく JBIC さん単体で、民間企業の方も一緒だと思いますけれども、融資されていると思っていますので、JBIC さん、NEXI さんがガイドラインもしくはその他、このテーマについて方針として掲げること自体はぜひしていただきたいと思っています。

環境社会配慮という趣旨とは直接的ではないかもしれませんが、EITI に関して、もしくは採掘産業の透明性に関するテーマについては、各種 G8 サミットにおいて日本政府も支持しているということですので、ぜひこれは特殊法人もしくは独立行政法人である JBIC さん、NEXI さんとしても、これに準ずるような方針を取っていただきたいということです。

2 点目の採掘産業の透明性のガバナンスレビューの話ですが、ガバナンスレビューの重要性については先ほどの稲川さんのご説明でカバーされていると思いますけれども、これにつきましては、例えば IFC のほうではもうすでにいろいろなやり方でガバナンスレビューを行っているようですが、それに準ずるようなかたちでやってはどうかということです。

3 番目の歳入の透明性の情報公開の件ですが、これは特に歳入だけにかかわらない、ホスト国合意といったことももちろん含まれるわけですが、実際の支援の対象となるプロジェクトの環境社会配慮という点でも非常に重要な意味を持っていると考えています。個別事例で申し訳ないのですが、例えば BTC のパイプラインなどの場合では、ホストガバメントアグリーメントによって現地国の人権保護などについての法律を変更しようとするに対して非常に制限を加えているような項目があるということで、例えばアゼルバイジャン政府がプロジェクトの経済性などに対して影響を与えるような環境社会配慮に関する法律を通そうとした場合、アゼルバイジャン政府が BTC に対して補償金を支払わなくてはならないとかいった項目がホスト国合意もしくはインターガバメントアグリーメントの中にあると理解しております。

またこれらの合意は、BTC の場合ですが、現地の憲法以外、すべての法律よりも優先されることになっていますので、現地の NGO などは、この合意によって現地の影響住民たちがちゃんと補償を求めたときであっても、補償に対してリドレスメカニズムといったものが阻まれるようなことがあるのではないかとということで、現地でも非常に懸念されている 이슈ですので、私たちとしても、ホスト国合意などが必ずしもプロジェクトの環境社会配慮に関して全く関係ないかということ、そうではないと考えています。

これを公開することによって、さらに実施企業などが経済的な不利益もしくは競争力確保の上で不利な状況に追いやられることはないという報告にも書いてありますし、そのあたりはクリアできているのかなと思いますので、もし産業界のほうでそういった懸念があるようでしたら、具体的にどういうところが難しいのかというところを教えていただければと思います。長くなりましたが、以上です。

今私が申し上げたことはあくまでも NGO 提言書にあることとして、1-1 の二つ目の提案に関しては、ヒューマンライツ・ナウの鈴木さんからご説明いただいたほうがいいかと思うのですけれども。

【司会】

よろしいですか。それでは清水さんからご提案の背景と言いますか補足と言いますか、ご説明をいただきましたけれども、今ご説明のありました項番 1-1 から 1-3 に関して、今のご説明あるいはこれまで出されています論点等、いろいろなご意見に関するご質問、ご意見等ございましたらお願いできればと思います。

【日本プラント協会 長田さん】

EITI の件について、重要性についてはおそらく皆さん同じだろうというお話がありましたが、私どもは重要性は認識しております。ただ、EITI の位置付けと言いますか、国際的な立場で活動されていると考えておきまして、JBIC さん、NEXI さんの場合にはパイの金融機関、保険の機関であって、国際機関的な、相手にこれがいいからやりなさいというふうに言ってくださいというのは、ちょっと立場的に厳しいものがあるかなと考えます。

EITI の中で国際コモングループが設けられていて、そこでいろいろ検討は進んでいますし、先ほどの情報の公開とか、実際にどういうふうになっているかということについても手引きがありまして、その中で公開・公表について、それから市民との検討みたいなもの、それからレビューについても定められているようです。そちらの中で行われていると思いますし、その中で不十分であれば、コモングループの中で検討され、改善されていくものと理解しております。そういうものについてこの JBIC さん、NEXI さんの環境ガイドラインの中に盛り込むというのはちょっと難しいのではないかと考えております。

【司会】

ありがとうございました。清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

ありがとうございます。まずバイの機関である JBIC さん、NEXI さんがこれについてやるというのは厳しいというお話でしたけれども、実際に OPIC とか ECGD がそうした立場を取ってガイドラインに書いてありますので、それはやろうと思えばできるのではないかと考えています。

私たちは必ずしも EITI という文言そのものをガイドラインの中に入れ込むべきだとは思っていません。つまり実質的に歳入の透明性を確保できればいいと考えております。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮淵さん】

の(4)で、「新 JBIC は、その機能の一つを『日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進』としています。JBIC を通じてこれらの歳入の透明性を推進していくことが重要です」というお話ですが、「資源を確保する上で」と「歳入の透明性を図る」ということはかなりぶつかる項目です。これは実務をやっていくとわかると思いますが、これを両立させるとするのはなかなか難しい。相手に歳入を明確にしろと言うと、そんなところは融資していただかなくて結構ですと言われる可能性が大です。

それから先ほど清水さんからお話がありましたけれども、例えば IFC などでは貧困軽減、生活向上という具体的な目標を立てています。これに対して JBIC/NEXI さんは、ここに書いてあるように資源の確保、それから日本の企業の国際競争力の維持ということですから、目的が全然違うように考えておりますので、そのあたりは立場が違うということと考えていただいてもいいのではないかと考えています。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今の産業界の方々からのコメントに対するコメントということで意見を述べさせていただけます。私自身、企業の開発途上国における社会的責任をテーマにして調査などを行っていたのですが、汚職、腐敗は企業の産業活動を妨げるという声がかなり強いと感じています。とりわけ採掘産業においては、企業の方々は採算が取れるまで、あるいは実際に撤退するまで、非常に長いスパン、その国において産業活動をする。その中で、ガバナンスがよくない国ですと、企業の人もお金を支払わなくてはならない。あるいは本来ならば政府がやるべきような環境に対する監視みたいなこともすべて企業が行うというかたちで、採掘産業の透明性の確保というのは企業の方々の産業活動にとっても重要なのかなと感じております。

現にトランスペアレンシー・インターナショナルなどのレポートを読んでいますと、例えば名だたる BHP ビリトン、あるいはノルウェー、カナダの資源会社などにおいては、自ら歳入の公開をやっていまして、トランスペアレンシー・インターナショナルのレポートによりますと、歳入の透明性の確保はかえって平等な競争を生む。つまり不透明なことを抑えることによって水準の高い平等な競争を生む。これにはホスト国のみならず、親元の国の努力も非常に重要であるということが結論づけられています。以上、私のコメントです。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

最初のところに戻って、清水さんからポイントの説明があって、非常に的を射た発言で、大事なところとして、EITI、歳入の透明性という組み合わせを環境社会配慮ガイドラインの中で位置付けていくという認識というところは、それぞれのお立場で見解が異なる。それで今それぞれのお立場の中からさまざまな視点、どれが正しくて、どれが間違っているということではないと思いますが、いろいろな見方があるわけです。これは何となれば、EITI、歳入の透明性という概念が生まれてからまだ5年ぐらいで、環境そのものの概念もさして長いわけではないですが、その中でも比較的新興の概念ということです。

その中で、先ほど清水さんが、歳入の透明性と EITI を切り離すべきではないか、切り

離してもいいのではないかと書いていたのですが、これはどうなのか。正しいのかなという疑問があります。事実関係が違っていたら、清水さんは手を挙げて答えてほしいのですが、もともと歳入の透明性というのは、2002年のヨハネスブルグサミットで、当時のイギリスのブレア首相から歳入の透明性の重要性を途上国、先進国に対して呼びかけた。この概念そのものがここで出てきた。もちろんその前から国際開発の世界の中である程度概念としてあったけれども、大々的に概念としてそこで取り上げられて、それを担保する制度としてEITIの組織ができてきた。つまりEITIの制度を取り扱った歳入の透明性というのは裏打ちがないわけです。お題目になってしまう。

そうであるからしてEITIの中に、私たちのほうで作っている検討ポイントの答え、1ページ目の、現時点でどのくらい入っていますかということなのですが、実施国として2007年12月時点で、すでにEITIの基準を満たして、おおむね活動ができる国が15か国、基準は満たしていないけれども、ここに入ろうとして努力をされている国が9か国、また支援企業としては40はないということですが、主に欧米の石油金属メジャー、日本企業としても数社入られているというふうに補足させていただきますが、こうした会社が入っています。

この点で考えてみると、イギリスが提唱して、OPICあるいはECGDが支援しているというところと、世界の石油メジャー、資源メジャーがどこの国にあるのかということを見ると、官民そろったかたちで、ビジネスベースの中でのインナーサークルという考え方もあるわけです。その中で途上国を巻き込むかたちで歳入の透明性を広げていこうとするアプローチだということで、ここの中では切り離してしまうことにどういう意味があるのかという点はまずある。だから取り上げないということではないのですが、切り離してしまったらお題目になってしまうと思うのです。

その後にもう一つ大事なところとしていくつかプロジェクト名が挙がっていたのですが、ここの中で大事なところとしては、EITIに加盟している国の数、企業としては採取産業を大規模でやる民間の企業が多く入られていると思います。その一方で国営の資源企業は現時点でほとんど入っていません。それから非加盟の国も多数ある。つまりマトリックスの組み合わせとして、加盟している国、企業、非加盟の国、企業という組み合わせの中で、EITIが実際に適用されるケースは、一つは、その国がすでに加盟して、その条件を満たしているところで、加盟している企業が行った場合は当然遵守される。まずここの中でしっかりやっけていこうねというアプローチです。

その一方で、これに入っていない企業が加盟している国でやるときは、これは基本的には機能しないわけです。そういうのだったらできないですよと片方がノーと言える権利もある。逆に資源メジャーのほうは、先ほどご紹介もあったとおり、単純に汚職とか腐敗とか、ビジネスにいいからで、シンプルな理由ではないと思うのですけれども、一つには、資源開発、それから製造というのは、ビジネススパンの、ビジネスライフの長いプロジェクトですから、その中で長くやっていくために、円滑な、最もしっかりした基盤を作るために大事だということもあると思うのです。そういう意味では欧米の資源メジャーは、やっていない国の中でもできるだけこれに近いアプローチを取ろうという努力を現在している。そういう意味で OPIC とか ECGD のほうも、自国の企業に対してそれに即したアプローチをしているのかなというところは認識できると思います。

そこで改めて清水さんにできれば教えていただきたいのですが、現在 EITI の基準をすべて満たしたかたちで、実際にプロジェクトベースで、グッドプラクティスという言い方でいいと思うのですけれども、こういうもので非常に効果があった例をご紹介いただければと思います。

【司会】

清水さんからお答えいただけますか。お願いします。

【FoE Japan 清水さん】

稲川さん、ありがとうございます。まず1点目の切り離すのがよいのかどうかというご指摘ですが、これに関しては、確か JBIC さんだか NEXI さんだかの検討ポイントに対するコメントの中で、EITI というある個別テーマに関することについてガイドラインに書くのがよいのかというご懸念があったと思いますので、そういうご懸念に答えるために、それがもし懸念であるのならば、なにも EITI ということを掲げなくても実を取ればよいと考えて切り離すという手もあるのではないかとご提案させていただきました。

2点目ですが、EITI のグッドプラクティスについては私は知りませんが、実際先ほど稲川さんがおっしゃったように、これ自体非常に新しい試みであると思っています。ただ、EITI によってというわけではありませんけれども、BTC などの場合は、例えばいろいろなプレッシャーの後、企業側がこういった合意事項について公開したことによって、契約内容とか、それがいかに現地国政府のもともとの法制度なり何なりに影響しているかと

ということが公開されたということについては意味があったのではないかと考えています。

お答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

【司会】

それでは福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

先ほどから EITI を JBIC が採用すべきという議論を誰もしていないにもかかわらず、そこに議論が集中しているのが私にはよくわかりません。先ほど EITI と切り離された歳入の透明性というのは単なるお題目ではないかということ稲川さんはおっしゃったのですが、まず基本方針として、お題目に合意できなければ、では実際にそれを今後どのようにオペレーションに反映させていくのかという議論はできないわけで、まさに 1 点目の基本方針に係る議論というのはお題目の議論だと思います。

お題目に合意できるのであれば、次に、ではこれを日本の JBIC という機関の限界と可能性の中でどのように展開していくかという議論があるのであって、お題目を議論することは十分意味があるし、JBIC のガイドラインの基本方針というところに歳入の透明性を書いてくださいということをこちらが申し上げているのはそういう趣旨だとご理解いただければと思います。そういうふうにと考えると、なぜ EITI を JBIC が採用するのかどうかというかたちで今議論を進めていただいているのかが私には理解できません。

【日本貿易保険 稲川】

なぜ理解できないのかというと、私たちは EITI を JBIC/NEXI が採択するという議論をしていないからです。別に EITI に加盟するとかしないとかいう話は先ほどからどなたもしていないと思いますし、歳入の透明性を取り入れるかどうかということはお題目だと私が言ったのは、裏打ちするものがあるかどうかということで、歳入の透明性という概念そのものが題目とか空虚なものだという意味で申し上げているわけではないので、今の福田さんのご説明のようなことは私は申し上げておりません。そこはそういうことで答えさせていただきます。

清水さんに質問を続けたいと思うのですが、日本国政府として、サミットで、あるいは G8 のメンバーが支援しているということなのですが、あるいは政府系機関として

JBIC/NEXI もそれに即したかたちでアプローチしていけということなのですが、実際 EITI の枠組みの中で G8 の国が支援している中身と言うのですか、正しくは支持だと思のですが、支持でも支援でもいいのですが、どういことを諸外国がされているのでしょうか。日本国でなくても結構です。G8 はどういにかわり方をしているのでしょうか。例えば OPIC とか ECGD はサミット等でのイギリスやアメリカの支持・支援を受けてそういことをしているのでしょうか。

【司会】

清水さん、お願いします。

【FoE Japan 清水さん】

OPIC と ECGD が G8 のサミット場で支持したから OPIC もしくは ECGD が歳入の透明性に関する方針を持っているのかいないかということは、私のほうでは把握しておりません。いろいろな要因があるのだと思います。ここで申し上げたいのは、G8 における EITI 支持ということに対してここで書かせていただきましたけれども、これ自体、この内容がどうか、EITI をここの場で支持したから、では JBIC はやらなければいけないかどうかという議論をここで詰めるよりも、むしろ歳入の透明性に関する重要性について認識しているのであれば、これについて JBIC のガイドラインで書くのか、書かないのが適当なのかという議論、書くのであればどういふうに書いたらいいのかという議論をするほうがよいかと思っています。つまり G8 とからめた議論は、この話をするのにさほど資するものではないと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

どうもありがとうございました。そうい進め方もあるなということにはわかっているのですが、ここでなぜこうい話をされたのかといえ、そもそも今新しい概念がどういふうに実効性、実証性を持ちつつあるのかという意味で、もともとご提案をされた際に、NGO の方々もそれをサポートするマテリアルとしてご説明されていたのだと思ったので

詰めてみたのですが、そこではなくて概念のところをお話ししたいということなのですが、結局新しい概念をガイドラインに掲げるといのは、基本方針でなくてもいいというお話もあったのですが、私個人としては、それなりのハードルがあると思うのです。

今日は皆さんのお手もとにはないかもしれませんが、基本方針に書かれている中身というのは、口はばったいいい方をすると、憲法で言うところの骨組みとか、私たちはこういうことをやるという骨子の骨のところなわけです。そこには非常にしっかりした骨が今入っていると思います。作ったときの皆様のご意見なども踏まえて、非常にしっかりした骨が今できていると思います。

そういう中に屋台骨を1個付け加えていくというのは、フワフワしたものではないかと思っています。そこの中ではJBIC/NEXIが、ビジネスをやるすべての企業、すべての海外のプロジェクト実施主体、すべての国々をお願いしていくことになるのです。それはそれだけ重要だからお願いしていくので、それは必ず守ってくれという話なわけです。そういう中で、フワフワしていると言うと語弊がありますが、できてきてどれだけ実証性があるのだろうかとか、どれだけ実績が上がっているのだろうかとか、あるいは先ほど答えがなかったのと言うと、今EITIという制度を作るために、G8の国々はそれなりにファンドを作ったりということがあるわけです。今要するに立ち上げているわけです。そこの中で特定のIFCでも、OPICでもいいですが、これらの国が支援している。私も会って話したわけではないですから正解はわかりません。

ただ、推察できるのは、IFCは、これは後で論点2のときにもお話しするわけですが、私たちが国際基準と呼んでいるパフォーマンス・スタンダードの1から8ではなくて、彼らがポリシーとしている、銀行として持っている固有のポリシーのところをやっている。つまりこういうものを支持することについて、ある銀行、ある金融機関、ある組織は、それを正しいと思ってやっている。正しいと思っていないからやっていないわけではないけれども、それを何らかの理由で取り上げていない機関もある。ありていに言えば、取り上げている機関のほうが、これは国際機関を含めてだと思いますが、少ない。

そういう中で、先ほどグッドプラクティスはないのかと言った際にも、私たちが調べたのですが、なかなかこれそのものは出てきていない。むしろ先ほどのアゼルバイジャンなどの話はニワトリとタマゴが逆になっていて、採取産業の中でのいろいろな環境の問題というのは、常に環境の歴史と採取産業の中でのトライ・アンド・エラーというのは表裏一体の歴史があるはずなんです。むしろ彼らが環境社会配慮を、公的な機関の環境社会配慮より

前から、自分たちの中で失敗をしながら積み上げてきた部分もある。業界の方は、ビジネスをやっていけばよくご存じだと思います。

そういう中で出てきたものなので、彼らが EITI を踏まえてやったのではなくて、そういう繰り返しの中で今 EITI というかたちに徐々にできあがってきている。そういう中でこれからどういうふうに進んでいくのだろうか。先ほど私が申し上げたような加盟していない国や企業の扱いとか、EITI というものにはまだまだ紆余曲折というか、これからもまだあるわけです。

そういう中でサポートしていくいわばパイロットプランみたいなものを扱っている立ち上げの時期が、JBIC/NEXI という機関が、独法で 100 以上ある機関の中で私たちが今携わる時期なのか。あるいはタイミングとしてどうなのかといった部分は議論したらいいと思うのです。概念でこれを取り上げるべきかどうかという話でいえば、採掘産業に関する歳入の透明性がおかしいとか何とかという意見は私どもも申しようがないわけですから、そこは議論しても、私どもも、これはいい考えだと思いますよ。おっしゃっている 1 個 1 個のロジックの部分は、なるほどそうですねとしか、冒頭清水さんがおっしゃったとおり、それしか申し上げようもありません。

ただ、それを検証していく中では、あまねくすべての国、すべての企業、すべての実施主体ができるような状態なのかということと、ガイドラインの基本方針の中に入れていくときに、どうしたものかな、あるいはどこに入れるのが適切なのかなというのも、見え具合というか、成熟の度合いというのは一つあるのだろうなという認識です。ですから私どもとしては、ご質問あるいは他の方のご意見の中で、なんとなく今置かれている EITI の立ち位置、あるいはそれに対してご提案されている中での趣旨、それからその詰め具合はなんとなくわかってきたなという気がするのですけれども。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

私は基本方針の中に歳入の透明性を入れることは非常に重要であり、意味があると考えています。必要だとも考えています。その理由としては、これから JBIC/NEXI とも資源産業へのサポートは流れとしては強化されていくのではないかと。その中で歳入の透明性と

いう資源産業の持続可能性を支えるには不可欠な国際的な原則を、たとえお題目にしる基本方針に掲げることは非常に意味があると考えています。かえって日本の企業の方々も、発展途上国に進出する際のサポートをそのことによって資すると考えています。それは先ほど申し上げたように、現地におけるビジネスの持続可能性を支えるということと不当な支払いをしなくてすむということなのだと思います。

非常にシンプルな質問をさせていただきたいのですが、JBIC/NEXI さんとして歳入の透明性の重要性を環境社会配慮確認にかかわる基本方針として明記すべきである。私どもの提言は1行で、非常にシンプルなものなのですが、これを基本方針にしないとされる理由は何なのでしょう。

【日本貿易保険 稲川】

最後の質問だけ先に答えて、少し前のところで触れていたところは、ビジネスをやられている方の観点からも少し議論したほうがいいと思います。必ずしもコモンでないかたちを一部のところだけ抜粋して普遍的なかたちで扱うのはどうかと思うので、両方から意見を聞きたいと思います。ひと言で申し上げると、今言ったところで取り上げるのか取り上げないのかというのは、全部意見を聞いて判断しますし、私たちは、基本方針かどうかは別にして、歳入の透明性というものをもう1個前の段階から考えたいと思っています。これはJBIC/NEXIの環境ガイドラインで扱う話なのですかというところがご説明の中からも十分伝わってこないのかな。理解するアプローチとしてまずそこがあると思うのです。その上で、どこに掲げるのかという話があると思います。

一つはどこに掲げる、どういうかたちで規定すればいいのかという問題があります。もう一つは、今掲げる意味はどこにあるのだろうか。先ほど申し上げたような国際機関も含めた諸機関の動向、あるいはEITIそのものの動向の中で、今私ども日本のJBIC/NEXIがここで掲げていく。あまねくすべての国や企業に求めていくというところの実効性はどうか。そういう部分を私たちは確かめた上で判断したいと思います。

現時点では載せないことありきで議論しているわけではありませんし、載せるためにはどうあるべきかというところを質問しているわけですから、その中できちんと腑に落ちるところ、会場にいる実際にビジネスを背負っていく、こうした生煮えのところを背負っていく業界の方も含めて、なるほど、これはビジネスにとって非常に有益なんだ、これは載せるべきですよ。極端な話、産業界の人がノーと言っても、必要だったら載せるわけで

すが、私たち全員の中でそこは腑に落ちたいところだな。そこが大事なんですというところからもう少し踏み込んだ検証みたいなのは、もう少し聞かせていただきたいなというところですよ。

【司会】

清水さん、お願いします。

【FoE Japan 清水さん】

ありがとうございます。先ほど稲川さんから、紆余曲折の時期にある制度について JBIC/NEXI のガイドラインに取り入れるのはいかがなものかという趣旨のご発言がありましたが、私としては、ある程度概念としてはできあがっていて、制度上どうするかというところで紆余曲折というか、発展段階にあるのだろうと考えています。それについて JBIC/NEXI として、発展段階にあるものだからかかわれないのではないかというようなお話はどうもよくわからなかった。むしろそこはもしもこのテーマについて重要だというふうに認識が一致しているのであれば、それは取り入れていってよいのではないかと考えています。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

今いろいろ議論を聞いていまして、当業界と言いますか、当方の考え方としましては、この重要性はわかります。ただ先ほど稲川さんが言いましたように、なぜ JBIC/NEXI の環境ガイドラインで取り上げなければならないのかということが、正直言って我々もよくわかりません。まず一つは、EITI なりこれは発展途上のものであるということ、それから同時にこれは自主協定であるということ、それから先ほどはグッドプラクティスの例がなかなかないと言いましたけれども、評価の方法も確立していないと聞いています。

こういうものを入れて、気持ちとしては重要で大事だというのはわかるのですが、これは基本的には EITI なら EITI としての別の枠組みで解決されていくべき問題であって、JBIC/NEXI のほうで、これをとにかく重要だからガイドラインに入れて確立しなければだめではないかと言うのはちょっと行き過ぎのような感じがするのです。業界としてはちょっとそういう感じを持っております。業界と言いましたが、私としてはそういうふうに思っております。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮淵さん】

ずっと議論を聞いていまして、NGO の方のおっしゃるのがなかなかピンと来なかったのですが、やっと理由がわかりました。ちょっと説教じみた話になるかもしれませんが、この世の中は結果責任を取るグループと、結果責任を直接問われないグループと二つあるのです。結果責任を問われるグループというのは、ほとんどの方がそうですけれども、それが失敗した場合には結果責任を取るという組織が、その責任の連帯によって社会を支えているのです。このグループに入らないのは、例えばコンサルタント、現在私はそうですけれども、大学の先生、NGO、それから聖職者、こういった方々は残念ながら直接結果責任を問われることはありません。なぜかという、その人がどんな提案をしても、その責任はそれを採用した人の責任なのです。おわかりでしょうか。

ですから結果責任を取る人、JBIC さんが今回、ステークホルダーの総意として資源の確保と、もう一つは国内産業の維持という命題をいただいているのですが、こういう大変な結果責任を負っているわけです。それを産業界などいろいろなところが各々そういった責任の連関の中で支えているということで、決して私のようなコンサルタントとか他の方が社会を支えているわけではない。勘違いして自分は世の中を動かしているのだと言う人もいますけれども、そうではありません。

要するにそういった直接責任を取らない方は、責任を取らなくてもよいという特権を与えられているわけです。では特権を与えられているから何をやってもいいかということ、そうではない。その人たちは常に自分がよって立つところの考え方などを自ら検証すること、それからもう一つ、事実に対して謙虚であること、この二つが絶対に必要なのです。

ですから今までずっとお話を聞いていて、本当に環境社会影響を自ら検証しているのでしょうか。私は前に提案しました。一つは、環境倫理学、文化人類学を読んでください。それで勉強してください。それで自分の考え方が変わらなかったら、それでも結構でしょう。でもそういったことをぴちっとやらないで、要するに結果責任を取らない立場の人がしゃべるとするのはちょっと問題があります。

それからもう一つ、事実に対して謙虚であることが必要です。これはアメリカのイラクの例を見てもわかります。イラクの亡命人がフセイン政府を倒せばイラクがよくなると言

って、アメリカ政府がそれを取り上げて民主主義をイラクに作るという題目で自らの軍事力と経済力をもって例の戦争を起こした。5年たってどうでしょうか。いちばん苦しんでいるのはイラクの人たちです。そしてこのあいだ亡命イラク人は、私たちは間違っていたと言いましたけれども、彼らは責任を取れません。責任を取る立場でもありません。

今アメリカは世界中から大変な批判を受けています。そういう特権を持った人が自らを律しなかった。なおかつ失敗を認めなかった。こういう二つの点で大変なひんしゆくを買っています。そういった意味で我々コンサルタントとか NGO は決してイラクの亡命人の立場になってはならない。また JBIC さんとか NEXI さんがアメリカの立場になってはならないと思います。

もう一つ、NGO の方で、私が言った直接責任を取る職場に5年以上おられた方はいらっしゃいますか。議論を聞いていると、5年もいれば、そういった責任の連関の中で、これは自分が結果責任を取ることである。これはあなたが結果責任を取ることである。だからこれは私が要求することである。これはあなたの言うことを聞く立場である。そしてこれは協議する立場である。ですからこういう会議でも、産業界の方はよくわかっておられると思いますけれども、必ず自分の立場はどうで、相手の立場はどうかということを考えて会議に臨みます。そういった意味で5年以上、産業界でなくてもいいですけれども、実際に結果責任を取る職場にいなかったら、責任の大きさはわかってもらえないのではないかと思います。

ちょっと余分なことですがけれども、NGO の方も企業と協力してやるとしたら、ぜひ結果責任を取る立場の大きさを理解した上でいろいろな話に乗っていただきたいと思います。ただ提案するだけではなくて、相手が採用できるようなフォローをし、相手の立場に立って考えた提案をしていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

私以外の人もきっとコメントがあると思いますけれども、結果責任を取るかどうかということについて、まず私たちは全員、あるかたちで結果を直接、間接的に感じています。イラクの戦争は無責任な戦争だと思っているけれども、普通の企業に勤めていない人

でも、あるレベルではその結果責任を感じているので、私は NGO としてある意味で一般市民の代表として活動しているのです。私は日本語があまりうまくないからうまく説明できないけれども、今おっしゃったようなことをそのまま受け入れるなら、私たちは何もしゃべる権利がなくなりますので、私たちは自分の立場で話します。企業側は自分の立場で話してください。そして私たちは無責任だと思ったら、それはしょうがないのです。私たちは話す権利があるので、これからも私たちは自分の言いたいことを言い続けて、それが無責任であるかどうかは、最終的にこのガイドラインができあがる段階で判断されると思います。私たちをもうしゃべらせないような発言はやめていただきたいと思います。

【司会】

申し訳ございませんが、この議論を続けるとどういうことになってしまうのか大変心配をするものなのですが、私は最初から申し上げていますが、この場はなるべく多くの皆さんからご意見をおうかがいする場だと考えておりますし、特定の方にしゃべってはいけないということは絶対に申し上げませんし、そういう司会をするつもりも全くございません。先ほどおっしゃった方もたぶんそういうつもりでおっしゃったのではないと思いますし、もちろんそれぞれがそれぞれのお立場でご自身のお考えを述べていただくということが非常に重要なことなのだろう。なるべく多くの方がそういうふうにしていただくのが私どもにとっても、JBIC/NEXI にとっても非常によいことなのだろうと思っています。そういうことなので、今のテーマについて皆さんからご発言をいただくと収拾がつかなくなるおそれがあると私は思いますので、申し訳ございませんが、このテーマはここで終わりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。あまりこういうかたちで干渉はしたくないのですが、今の場合はやむを得ないというか、私の判断でそういうふうさせていただきたいと思います。皆さんにご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

私の個人的な意見ですが、産業の透明性に関して、もし JBIC さん、NEXI さんが十分その重要性をわかっていらっやっやっ、ただ環境社会配慮ガイドラインではないなと思うのであれば、別の名前のポリシーを作るということも一つのオプションかなと考えており

ます。ただ、せっかくこういったオープンなコンサルテーションの会合の場がありまして、歳入の透明性、特に資源採掘産業は非常に甚大な環境社会影響がある。歳入の透明性は環境社会影響にも非常に密接に結びついていると私どもは考えておりまして、そうであるからこそこうした提言を出させていたいただいております。

1例を挙げますと、鉱山開発、特に鉱山の開発からオペレーション、それから閉山後まで非常に大きな面積の生態系とか地元社会、あるいはその他の公害などの影響をもたらすことがあるわけですが、こうした適切な環境社会影響に対するミティゲーションがガバナンスが悪いと全くなされないこともあるということは往々にしてあることです。例えば閉山後に企業がせっかく回復基金なるものを設置して、それによって鉱山のリハビリテーションをするという基金を設定しても、それが正しく使われる保証はないこともあるわけです。

もちろん国際的にはいろいろなところが、先ほど清水さんから紹介しましたように、IFCとか、OPIC、EBRDとか、グッドプラクティスを推進することによって、だんだん国際的な水準は上がってきていると考えておりますが、JBIC/NEXIさんもこういったグッドプラクティスを推進する側にぜひ立っていただいて、日本企業の支援としても、日本の持続可能な資源の調達戦略としても、歳入の透明性を重要な自身のポリシーとして位置付けることは非常に大きな意味があると考えています。

【司会】

ありがとうございます。はい、どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

今までの議論を聞いていますと、確かにNGOさんの言うことはわかるのですが、これはガイドラインです。特に採取産業は日本はあまり多くないという理解がありますし、どうしてJBICさんだけこのガイドラインに突出したことを書かなければいけないのか。それはちょっと理解できない。それが1点目です。

2点目としては、先ほどちょっと気になることをおっしゃった方がいらしたのですが、透明性の中で特に情報の公開のところがありますけれども、公開することによって経済界の不利益はないと判断しますとIMFのレポートにも書いてあるとか、そのへんの根拠がわからないのですが、実際私自身も、企業の国際競争の厳しい競争の中である意味で戦っ

てきた者ですが、JBIC さんと同じようないろいろな機関があって、それを背景に皆さんその国の仕事をやろうとして、競争を何度もしてきました。あまりにも細かいことを、その国に不利なこと、あるいは事業者に不利なことがあると、事業者はそれに対していい思いをしないし、それだったら有利なほうに行くということで負けていることはよくあります。そういうケースがありながらも不利益にならないという論理はよくわからない。ですからガイドラインというのは、非常に荒っぽく言えば、本当のガイドラインを設定するのであって、あまり細かく規定したら、我々の立場からいったら競争力がなくなってしまうということも理解していただきたいと思います。

【日本貿易保険 稲川】

話が結構発展してしまっていて驚いているのですが、この場をお預かりする者の1人として、そろそろ1時間になりまして、全体のペースの中で三つで45分、単純計算で15分掛け3で45分で、最初のところでガイドラインのあり方的なところもありましたので、込み込みで1時間ぐらいというところなので、まだ1-2と1-3についても若干触れたいところもあるかと思っておりますので、今のところでそれぞれのお立場からのお話はよく承りました。

それでちょっと僭越ですが、お差し支えがなければ、この議論を今後私どもの中でさらに検討していくのに際して宿題を産業界の皆様あるいはNGOの皆様からご意見というかたちで取りたいと思うのですけれども、それは実効性という話ですが、まずご提案者に対しては、EITIに加盟していない国、つまり歳入の透明性、あるいはそれに伴って発生する例えば情報公開とか、当然EITIに加盟した場合に適用される原則や基準はご存じだという前提でお話しますが、そうしたものを要求された場合に、あるいは歳入の透明性を守れといったって、何を守るかがなかったら、ただうたっているだけでは仕方がなくて、何らかのアクションをしないとイケないわけです。

EITIをガイドラインに書きました。また実施確認調査で何もやってないではないですか。何も決めていないのに何もやってないと怒られてしまうと立つ瀬もないので、実際何らかの判断基準はあるのでしょうか。これがなかったら本当にお題目になりますから、そうするとEITIの基準や原則というところは一つ拠り所になってくるのだらうと私は思います。仮にこれを採択するのだったら、題目だけ載せることには意味はない。必ずアクションをつけなかったらガイドラインとしてだめです。

そういう前提でお話をさせていただきますが、ではEITIの基準や原則を、EITIに加盟

していない国に対して、これこれこれをやりなさいと言うところを、どこまで実効性があるのか。例えば汚職という単純な話で言えば、汚職はだめですと言ったら、これはヒューマンライツの鈴木さんあたりはお詳しいわけですがけれども、世界のほとんどの国で汚職はいけないという。それがどれだけ当該国で守られているかどうかは別にして、だいたいの国で汚職はだめですという法律はあるわけです。日本にもある。

EITI というところには例えばそういうものがないわけです。歳入の透明性って何ですかという国が仮にあったときに、そこにどうやって実効性を持たせるのかというどういう方策があるのか。企業さんの立場になって、あるいは JBIC/NEXI の立場になって、要するにポリシーを提案するというのはそういうことだと私は思いますから、どういう実効性のあるかたちで働きかけができるのかを、箇条書きにする必要はないですが、何かアイデアがあったらぜひお知恵をいただきたい。はっきり言って私たちが考えなければいけないことを振っているような感もありますが、素晴らしいご提案ですので、ぜひより具体性を持たせていただきたい。

また産業界の皆様のお立場もあるわけですがけれども、今言ったような話で考えたときに、企業に不利益はない。今、根本様のほうで若干踏み込んだご意見があったかと思いますが、こうした観点で見たときに、不利益を考えることは誰でもできるわけですが、あるいはこれをやって確かにこういう効果もあるんだな。メリット、デメリットというところでもし感ずるところ、あるいは調べればこういうものはありますので、もしそういうものでご意見があったらいただきたい。これは当然オブリゲーションではありませんので、あくまで補足のご意見というかたちで、お差し支えなければ、別に公開の義務もないと思っていますので、自由なかたちでいただければ、私たちはそれは検討の材料として今後進めたいと思います。

こうしたアプローチを今いきなりだしぬけに申し上げましたが、どうでしょうか。「嫌です」みたいなことがあったら手を挙げてください。

【司会】

ただいま NEXI から、この点を進めるにあたってそれぞれ NGO の方々、あるいは産業界の方々から、一つは実効性あらしめるための具体的な方策という観点、もう一つはこれをガイドラインに取り込むことのメリット、デメリットのようなもの、公開するベースではなくてもよろしいですし、別に形式にもこだわりませんので、アイデアがあれば参考に

させていただきたいというご提案ですが、これはよろしいでしょうか。

【FoE Japan 清水さん】

稲川さん、ご提案ありがとうございます。ぜひその宿題には回答させていただきたいと思っているのですが、だいたいいつ頃までにとすることはございますでしょうか。

【司会】

稲川さん、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

がんばってください、よろしく申し上げますとしか言いようがないのですが、例えば1か月くらいあると皆様いかがでしょうか。

【司会】

よろしいですか。

【FoE Japan 清水さん】

がんばります。

【日本貿易保険 稲川】

産業界の皆様にも、僭越ながらがんばってくださいと申し上げさせていただきます。

【司会】

それではそれぞれ皆様お考えいただいて、可能であればお出しいただくということで。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今のご提案には特段異論はないのですが、おそらく今なされている議論の延長だということに理解していますので、必ずそうでなければならぬと申し上げるつもりはないですが、できるだけ公開していただけるかたちで出していただけると、お互いの理解も深まり

ますし、議論も先に進むのかなと思っております。

【日本貿易保険 稲川】

学校の先生ではないので点数は付けないかたちで、またお名前は伏せたかたちで、検討した結果はできる限り、ここは言わないでくださいと明記してない部分はちゃんと公開します。

【司会】

基本的にこれまでと同じように公開のベースということで、もしそうでないほうをご希望の方なり部分なりがありましたら、その旨をおっしゃっていただくというベースでやらせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

この項目については JBIC のプレゼンスがほとんどなかったもので、それでひと言言いたいわけではないのですが、いろいろな議論がされた中で、もう皆様方もたぶん感づいておられると思いますけれども、当然 JBIC/NEXI のポジションが一言一句までピタッと合っているかどうかの問題は別ですが、基本方針は当然すり合っています。

稲川さんのほうからは必ずしも明確な我々のポジションは、感じ取っていただけているとは思いますが、お話はしていなかったとは思いますが、歳入の透明性という概念そのものには、正直申し上げれば、私どもは本当にガイドラインに書けるのかなという見方をしているのは事実です。ただ一方、歳入の透明性という概念そのものを、あるいは重要性そのものを否定するというものでは全くありません。ましてや日本政府がこれを積極的に G8 等々で支持しているわけですから。私どもも、その 1 か 2 かわかりませんが、ECA として私どものやれる範囲でこれをサポートしていくというのもまた真なりです。

では歳入の透明性という概念は結局お題目としてだけ書くのか、お題目だけではなくて中身も込めたかたちで書くのか。理想的なのは後者だと思いますが、では後者になったときに、果たして NGO さんの今回のご提言でいくと 1-1 と 1-2、1-3。1-1 は基本方針で、1-2、1-3 は具体論ということだと思のですが、果たしてこの具体論は私どもがやるのにふさわしいのだろうか。あるいは私どもの守備範囲としてワークするのだろうかということ

ころにちょっと疑問を持っている。だからこそ稲川さんが、もし仮に規定するのだったらお題目ではないよね。基本方針だけにポンと載せる。実際そういうのが今のガイドラインで全くないわけではないけれども、歳入の透明性を仮にうたうのだったら、中身があるような格好でやれたほうがいいわけですし、基本的にはそうしたいと思っている。でも、申し訳ないのですが、1-2 と 1-3、もともとのオリジナルのそのままですけれども、これそのものを私どもが産業界の方々あるいはプロジェクト実施主体に一律に義務づけるような格好で入れるというのがワークするとは必ずしも思っていない。むしろネガティブです。

そういう中で私どもはマルチではなくてバイの、しかも一義的に言えば日本企業さんの海外ビジネスサポートをするということを使命としている組織として、そののところはわかっていた上で、もちろん環境社会配慮もやっていきますけれども、そういうことをわかっていた上で実効性のある、いわば中身の部分ですが、これはどういうものがあるのか。正直思いつかないのです。

その次になってきたときに、ではお題目でもいいのか載せるのか。いや、お題目ではやはりだめなんだという話におそらくなると思います。私どもはバイの機関であり、日本企業さんのプロジェクトを支援するというのが一義的な使命であるがゆえに、recipient country といつか相手国政府そのものに対してどれだけレバレッジが効くのか。私どもはそれはいくらかは効くと思っています。でも私どもは政府当局そのものではありませんので、そのところの限界だって感じていますし、我々のほうから自ら我々の守備範囲を広げるというやり方だってあると思いますが、守備範囲を広げることによって逆に今私どもが本当にやらなければいけないことをないがしろにするわけにもいかない。

もしかしたら私どもに過大な期待を寄せていただいているのかもしれないし、過大でないのかもしれないけれども、私どもが今正直に思っているところは、このご提案はちょっと過大なのではないのかということと、それから確かに時期的にもまだちょっと早いのではないか。

はっきり申し上げておきますが、歳入の透明性ということを政府そのものが推進していくという方針になっていきますけれども、今 JBIC/NEXI に明示的にドライビングフォースになってくれという話はありません。そういう中で私どものこの悩みがあるということです。

満田さんがおっしゃった資源確保というのは重要な今後のビジネスになっていくということもよく知っています。それから歳入の透明性の一つの大きなポイントである汚職とか

腐敗防止とか、そういった類のものは、OECD との関係もあり、いわば別の枠組みで私どもはやっていきますし、自ら国内法も定めてやっていきますし、それを取り入れて JBIC の中、NEXI の中でも、約款とか契約とかその他の文書の中でちゃんと手当てはしているつもりではあります。おそらく歳入の透明性というのはその上位概念のものかもしれないとは思っています。いずれにしても全く何もやっていないわけではないという中で、このテーマにどうやって取り組むのかということに関して非常に大きな悩みを持っているというのは事実です。

そういうことでありながらも、私どもはこのテーマについても何か決めていかなければいけないので、皆様のご意見をうかがった上でドラフトなど、そういった段階に一足飛びに行くのか、もう 1 回議論するのはあると思いますが、できれば何かインプットをいただきたい。おそらくそういう趣旨で稲川さんはお話をされたのだらうと思います。そこは JBIC も同意見です。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

透明性というものが邪魔になるという考え方と、もう一つは相手国政府に対して金を貸し付けた場合に、ある程度透明性のある国家のほうがよいという意味で、債務の保全上、透明性のあることが望ましいんだという観念をお持ちいただいてもいいと思うのです。ともかく相手にやるんだからつべこべ言うな。5 年の経験がないんだからという論争ではなくて、フェアな国家のほうが日本が貸した金の債務の保全ができるのではないかと私は思います。

【日本貿易保険 稲川】

非常に貴重なご意見をありがとうございました。藤平さんが結構ずばりと言ってしまったのですが、1-2 と 1-3 のところで、スタイルとしてなるべくいろいろなご意見を聞きたかったのですが、JBIC/NEXI のスタンスを言ってしまった感じなので、それに付け足すような感じで、ガバナンスリスクのレビューと最後の情報公開のところについて、こちらで聞きたかったことを申し添えます。

1-3 の情報公開のところは、先ほど出したご意見の募集というところと表裏一体だと思っています。情報公開については EITI 基準の第 1 条とか、EITI 原則の第 5 条などでこれに類することを規定しています。原則をまず決めて、では実際こういうものを、EITI 歳入

の透明性というガイドライン、この言葉ができてから2年かけて原則を作ったわけです。こういうことをやらなければいけないということを10個ぐらい決めて、そういう原則をまず満たせる人たちが、賛同できる人が集まろうというところから始まって、さらにまたその仲間、あるいは国際機関等の助言とか専門家の助言を受けて基準ができた。これを満たす国の中でまずやってみようという中でそういう積み重ねがあるものです。ですから先ほど言った実効性の話などは全くオリジナルなアイデアということではなくて、EITIの中でもそういう議論がまだ続いているわけですが、こういう積み重ねをやっているということをご理解いただければと思います。ポンと出てきた考えではないということです。

その意味では3番の情報公開については、先ほどの質問に答えていけば、おのずと是非はわかってくると思います。単純な話として、EITIに入っていない国にこれを全部出せと言ったところで、どれだけのレバレッジが効くのかということは、ちょっと落ち着いて考えてみるころではあると思います。特に貿易保険をかけている場合、あるいは事業者の場合に、直接当該国政府を相手にしていない場合に、当該国政府が直接の相手であればレバレッジが効くところですが、これがない場合に、あなたの情報を全部公開してくださいといきなり言ってどれだけ効き目があるのかというところがあります。

だからそういうところが実証性がないというのを私はお題目と言っているのであって、誤解のないようにもう1回だけ言っておくと、考え方そのものをばかにしてお題目と言っているのではなくて、ちょっとふざけた響きがありますが、仏を作って魂入れずみたいになっちはいけないという意味であえて申し上げているので、誤解のないように。

それから1-2のガバナンスリスクのレビューは実はEITIに規定しているところではない。IFCが規定しているので、そういったIFCのアプローチに準じてはどうかという清水さんからのご説明もあったというところなのですけれども、他の機関で使っているところもないし、もともとどこから出てきたのかというと、IFCと、それからエミル・サリムというインドネシアの環境大臣で、東南アジアの中で環境を大きく作った人として非常にフェイマスな人ですが、彼が世銀の委託を受けて、さまざまなことについてのレポートを書いてくれとコンサルタントとして頼まれて、それで非常に立派なレポートを書いた。

その中で採取産業の再検討ということで、先ほど言った負の関係、採取産業に依存している国で、国が腐敗していると国の経済成長にマイナスの影響があるというのは、実はこの人がそのレポートで書いたことで、公的に非常にインパクトがあったものです。実はこ

れは非常に議論があって、これは全くの冗談ですが、世銀の総裁がこれを見て、「あのレポートをエミル・サリムに頼んだとき、きっと僕は酔ってたんだ。そして今レポートをもらって僕は二日酔いになった」。これは彼の冗談ですから本気ではないのでしょうけれども、非常に議論があって、それを世銀が実際に採択したかどうかは別なのです。

世銀がやりましたと言うと、金科玉条のごとく私なども思ってしまったりするのですが、世銀は結構そういう個人のレポートなどを書かせているわけです。それを採択するかどうか、それを実際にガイドラインなどに入れているかどうかは全くプロセスが異なりますので、ここで言えば、例えば世銀は、エミル・サリムのレポートが出てからその部分をどれだけ反映しているのか。私が調べた限りでは確認できなかった。たぶんまだ検討しているのでしょう。いろいろ議論があるのでしようという話です。

もう1点は、これも清水さんに確認したいのですが、答えをもらえなかったのだけれども、答えの中で一部触れているのですが、これはパフォーマンス・スタンダードだと言ってしまえばそうなのですが、パフォーマンス・スタンダードと言って国際基準として私たちがリファアするなり、expected to meet するなりとかたちでコモンアプローチで位置づけられているパフォーマンス・スタンダードではないということをご存じですよという質問になります。

ここの部分は、パフォーマンス・スタンダードというのはポリシーと規則的なものと二部構成になっている。JBICさんのガイドラインも1部、2部となっているわけですが、それに近いものが一つある。つまり IFC という一つの金融機関固有のポリシーとして social and environmental sustainability、社会と環境における持続性という部分にパラグラフがいくつかあって、その22 というのはパフォーマンス・スタンダードの本体として私たちが引用する部分ではない。これはコモンアプローチに準ずるからそうなるのだろうという言い方もあるのですが、IFCの固有のポリシーだということは、私たちはそこを判断する上で一つ認識しなければいけないところだと思っています。これが私のほうからのコメントになります。

【司会】

清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

いくつかポイントがあったと思いますが、先ほどこの議論は終わるというお話もあったので、いちばん最後のポイントだけお答えしたいと思います。

稲川さんがおっしゃるように、確かにコモンアプローチのほうには IFC のパフォーマンス・スタンダードについてのベンチマークというふうに書かれているわけですが、私からすればこれは当たり前というか当然のことであって、ここでベンチマークと言っているのは、借入人に対する要求なので、ここで IFC の前文であるところのポリシーについて書くのは JBIC の第 1 部と同じであって、位置づけが違いますので、ここでベンチマークの対象として IFC の前文のポリシーの部分が書いてないのは当然だと思います。

【日本貿易保険 稲川】

そのとおりだとも言えます。ただ私たちとして申し上げたいのは、ポリシーというのはそれぞれの銀行、金融機関、あるいは普通の民間にとってもそれぞれあるわけです。ポリシーというのは 1 編 1 編の書き物、条文 1 個 1 個だけを取って、このポリシーを移植しろということは非常になじみが悪い。例えば自分の国の憲法を、他人の国のいろいろな憲法をみんな集めて、すごくいいもの、世界に冠たるものができたと言っている国はないわけです。みんなその国の歴史とか文化などの積み重ねの中にある。

ポリシーというのはいちばん大事なものの、だからこそ他人のポリシーをそのまま持ってくる際には十分な検討が必要だということは、前回ですか、若干触れさせていただいたのですが、こういう部分は基準としての expected to meet を検討するということに対して、私たちは非常に前向きな姿勢を持って、実はこの後論点の 2、3 のところでお話しさせていただくのですが、こういうものとはちょっと違う。進んでいるところのポリシーを片っ端からというか、パッチワークみたいに集めてくるのが本当に JBIC/NEXI のガイドラインについてイコールよいことなのかはよく検証したいと思います。これは今後検討していく中で私たちの立ち位置として申し上げましたので、最後のコメントとさせていただきます。もしあれば続けていいのですが、このへんで私のほうからは。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

一つだけ確認させていただきたいのですが、今、稲川さんからいくつか宿題をいただき

まして、その後もう一度こういった場で議論する場があるという理解でよろしいですか。

【日本貿易保険 稲川】

最初にたぶん藤平さんがプロセスをお話しされたと思うのですが、皆様のご意見を踏まえて、何らかのここについての改訂の有無、あるいは改訂する場合の方向性なり案文というかたちで皆さんにご提案するかたちになります。先ほど福田さんからもお話があったとおり、マテリアルはお渡ししますので、その中で改めて議論するかたちは結構だと思えます。ただ、議論というのは、幅広い議論をやっていく中で堂々めぐりではいけないと思うので、私たちも論点整理から今回の本格議論、次には改訂の方向性というか、ある程度ドラフト的なものを掲げて、また議論していくわけですから、そこは徐々に議論を……。

今日もいろいろな議論があったわけですが、それをなるべく時間をかけて聞きました。不十分かもしれませんが。そういう中で私たちが今度出していく考えについては、また一つ議論の積み重ねというかたちでやりたい。もう1回今日環境倫理学からやり直すつもりは全くありませんから、そういう意味では皆さんの立場の中でそれぞれ今日の意見、特に他人の意見、異なる意見というところを、私たちがまず第一にやらなければいけません。よく咀嚼して積み重ねていくという議論はやりたいと思えます。

【FoE Japan 波多江さん】

補足意見を出させていただく前に、もう一つだけクラリフィケーションをさせていただきたいのですが、論点 1-2 のガバナンスリスクのレビューについては、例えば IFC の中ではどういうことが書いてあるかということ、小規模プロジェクトについてはプロジェクトから期待される純便益とガバナンスの弱さによるリスクのバランスをかけた上で、バランスが受け入れられない場合に IFC はプロジェクトを支援しないということで、便益とリスクのバランスを見ているわけです。

こういったことは融資をされる上で JBIC さんにとっては非常に重要な観点かなと私たちも思うのですが、先ほどの藤平さんのご説明をうかがうと、今の JBIC さんではこのガバナンスリスクのレビューをやっていらっしやらないのかなと思ったのですが、それが1点と、もし実施することが難しいのであれば、その具体的な理由、なぜ無理なのかということをおうかがいできればと思いました。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今の質問にもお答えしつつ、できればこのセッションを私の言葉でクローズしたいと思っています。

そもそもここのご提言の中で書かれたリスクと便益の比較考量ということですが、どういうふうに行っているのか、正直私にはわかりません。言葉の上での抽象的な概念でのリスクと便益というのはわかります。明らかに汚職にまみれている国、あるかどうかわかりませんが、そういった国向けのものは、たぶん日本企業さんそのものはお出にならないと思います。

それをリスクだと言えればあれなのですが、リスクと便益を比較する場合には定量化しないとだめなわけです。私には定量化するというようなメソッドロジーはありません。JBICにもありません。その点において何か分析をしていないのかと言われてれば、分析はしていないと思います。ただ、そういうリスクは見えていないのかと言われてれば、見えています。ただ、もっと言うと、これはプロジェクトベースのガバナンスリスクであって、相手国政府に対するガバナンスリスクまできちっと見ているかということ、そうではないのではないかと思います。

そういう意味でどこの概念を指してリスクと便益の比較考量を、モデル化なのかわかりませんが、そこまでイメージされているのかわかりませんが、もしイメージされているものが相当高度な、定量化されている何かモデルとかいうことであれば、私はそれをむしろ勉強したい。それを採用するかどうかは別ですが、少なくとも NEXI さんもされていないと思いますし、そんなのを簡単に定量化はできないと思っていますから、逆に波多江さんにどういうモデルなのか教えていただきたいぐらいです。

話はここの部分でも尽きないところではありますが、稲川さんからオリエンテーションがあり、私は稲川さんがお考えになったところから若干踏み込んだ発言をしてしまったのかもしれないですが、少なくとも JBIC/NEXI がこのテーマについてどういう感じを持っているのか。今まではあまりはっきりと申し上げていなかったのだろう。これは私の判断ですが、ここはどういう感じを持っているのかというものについては皆さんにちゃんとお伝えしたほうが良いだろう。それを超えて余りある私どもにもでき得る前向きなご提案

があれば、それは考えていきたいということだろうと思っています。

私は決してフライングしたつもりはないのですが、もしかしたら稲川さんがお考えになったこと以上のことを言ってしまったのかもしれませんが、繰り返しますが、基本線は合っているところですので、そういう意味ではいいサプライズがありましたら、それをぜひ期待したいと思っていますところでは。

この言葉は使いたくないのですが、時間の関係もありまして、次のテーマに行かせていただければと思います。よろしいでしょうか。休憩を入れたいと思うところかもしれませんが、次のテーマがどれだけ盛り上がるかにもよりますので、2番目と3番目は事実上パッケージというか似て非なることを言っているものであり、かつこれはJBIC/NEXI側のほうから提言しているところなので、簡単に趣旨をおさらいしたいと思います。

NEXIさんもたぶん同じようなテキストになっていると思いますが、JBIC/NEXIの現行の環境ガイドラインの中では、環境社会配慮の適切性を確認するための基準として当然現地国基準があるわけですが、それだけにとどまらず、具体的には、ちょっと読み上げますが、本行は、JBICは、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている規準やグッドプラクティス等を参照するとなっています。ほぼこれと同じ表現をNEXIさんも入れておられます。

ただ、それだけでとどまっているわけではなくて、環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し、大きな乖離がある場合には相手国、借入人及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景、理由等を確認するとなっています。その意味するところは、その乖離がちゃんと正当化できると思えば、私どもは仮に国際機関基準あるいはグッドプラクティスと実際の個々のプロジェクトにおいて適用されるであろう環境社会基準に乖離があったとしても、それだけの理由でもって私どもは融資をしない、あるいは付保をしないということはしませんということをインプライしているわけです。これが今のテキストなわけです。

ただ、後段のところは、今実際に私どもがやっているプラクティスそのものですし、少なくともJBIC側はどういうふうに国際機関基準と現地基準を個別案件に対して適用しているのかというのは、私の仲間からご説明しますけれども、参照するという言葉です。後ろのパラグラフも併せ読めば、コモンアプローチとの関係においても別に私どもは矛盾しているとは思っていませんし、NEXIさんも同じですけれども、ただ、今の私どもの実務に鑑みると、参照というと横に見ていけばいいような語感があるのですが、何と言ったら

いいのか、もうちょっと尊重しているということなので、そういう意味では何か適当な表現を実態に合わせるかたちで見つけ出していくべきではないかというのが論点の2番です。

論点の3番は、典型的な例を挙げますと、もうすでに民間銀行さんは、かなりの銀行さんが赤道原則に加盟されているというか、それにのっかって業務をされているわけですが、その中においてIOCのパフォーマンス・スタンダードが少なくともプロジェクト・ファイナンスの世界においては世の中の金融のデファクト・スタンダードになってきている。私どもの今の環境社会配慮のガイドラインのテキストそのものも、別にその概念を排除しているわけでも何でもないし、その概念も含められるように読めるわけです。でも、世の中がそういうふうに進んできているものに対して、私どもも先進性を一つの旗頭にしていることもあって、むしろここは逆に遅れてはいけないうらう。場合によってはここをちょっと先んじるということができるだろうかというような視点で捉えている。

ここのポイントは、先進性うんぬんと言っているところは2、3共通のところですが、3番目の私どもでこれをもう少し明確化したほうがいいかなと思っているところの本当の大きな一つのポイントは、プロジェクト・ファイナンスにおけるIOCパフォーマンス・スタンダードを参照するというか、リファーするというのが赤道原則の書き方のようですが、いずれにしても何らかのかたちで尊重しているということを明確にうたっているわけです。今のJBIC/NEXIのガイドライン上、そこは明確にうたっていません。実務上は対応してきていますけれども、あるいは対応せんとしていますけれども、私ども金融機関として世の中のスタンダード、あるいは先進性という観点から、もう少しここは具体性を持った、あるいはちょっと踏み込んだ書き方をしてもいいのではないかという問題意識です。

実務上でどういうふうにやっているのかということ、参考までに私の仲間から皆様方にご説明申し上げたいと思います。

【国際協力銀行 藤井】

JBICの環境審査室の藤井と申します。環境審査室ですので、実際に参照という作業をやっておりまして、先ほど藤平が申しあげました参照ですが、以前にも確か参照というのはどういうことをやっているのかということを実施状況調査の関連でご質問いただいたかと思っておりますけれども、この場を借りてちょっとお答えさせていただきます。おそらく実務上NEXIさんも同様かと思っておりますけれども、もし私の説明に不足や、もし他にもよいご説

明があれば補足をお願いしたいと思います。

議論がちょっと複雑になる可能性がありますので、わかりやすく大気汚染対策の場合、大気汚染対策という実務上は窒素酸化物とか硫黄酸化物とか粉塵といったものがありますが、この場合の確認というか参照を前提にお話をさせていただければと思います。

いきなり冒頭で話がずれるかもしれませんが、大気汚染対策の場合、現地基準とか国際的基準にはそれぞれに排出基準とか環境基準があります。もちろんご存じの方もいらっしゃるかと思います。ただし、それぞれにあると申し上げましたが、必ずしもあるわけではないというパターンもご理解ください。

排出基準と環境基準を本当に簡単に申し上げますと、排出基準というのはプロジェクトの中にある機械から排出される SO_x や NO_x といった物質の基準、環境基準というのはそのプロジェクトの対象地域やその周辺地域の地域の SO_x や NO_x の濃度の基準というふうにご理解ください。

本題の参照するという作業ですけれども、実務上はプロジェクトからの排出値、まだやっていませんので排出計画値ですが、それからプロジェクト対象地域やその周辺地域の環境値、排出値を排出基準で、環境値を環境基準で、それぞれ国際的な基準で確認します。これを参照すると言っています。実務上は、ほとんどやっていることは現地基準を遵守するのに近いレベルで満たしているかどうかをチェックします。

実施状況調査にもあったかと思いますが、排出値が国際的基準を超過している場合もたまにあります。プロジェクト実施主体者等に国際的基準とは何なのかを説明する必要がある場合もあります。当然ご存じの方もいますし、何だそれと言う方もいらっしゃいます。その説明をして、こういったものがあって、グッドプラクティスを守ってください、守るべきですというお話は当然させていただきますけれども、その過程で超過の程度、国際的基準に対してどれぐらいの比率とか超過しているのか。その理由はどうしてなのか。改善策はないのか。十分な改善策というかミティゲーションをちゃんと取っているのかということを確認しています。

ただし排出値の超過が小さい場合、ほとんどが小さいです。基本的に現地基準を遵守していますし、現地基準というのはある程度国際的な情勢も配慮して決められていますので、超過があったとしても非常に小さい超過ですけれども、その程度が小さく、また排出値ではなくて環境値のほうが国際的基準を満たしている場合については、周辺の地理とか気候といった自然環境を併せて排出される SO_x や NO_x の環境への負荷を検討しています。

先ほど排出値が超過している場合をお話ししましたが、逆に環境値が超過している場合は、周辺の地理や気候といった自然環境に加えて、住民の住んでいる地域の生活環境とか土地利用、具体的に言うと風がたくさん吹いているとか、騒音の場合だと生活音がもともとうるさいとか、そもそもそこに住んでいる人が生活のために火を燃やしていて、それがどんどん出てくるとかいったことも考えられますが、そういったことも考えながら、その背景が対象プロジェクト自身に起因しているものかどうか、もしくはどの程度さらに負荷がかかるのかどうかをシミュレーション等をして確認します。こういった一連の流れを我々はこの中では参照するというふうに呼んでいます。

【国際協力銀行 藤平】

今補足で私どものプラクティスをご説明いたしました。項目2、3については、私どものほうからイニシエートしている、どちらかと言うと改訂を視野に入れているポイントということになります。もちろん変え方によって、文言によっては実務への影響が全くないわけではないのかもしれませんが、そこらへんは今までもかねてから申し上げているとおり、ある程度の先進性ということとビジネスへの影響を考えていかなければいけないと考えております。あとはもちろん実態を反映しているということですが、そういったことからここはテキストということなのかなと思ってまして、まだ具体的なテキスト案が詰まっているわけではないので、やや抽象的な概念になってしまっていますが、それをいずれお見せするということが適当な事案なのかなと考えております。その点も含めて何かご意見があれば、ぜひお聞かせいただければと思います。

【司会】

ただいまご説明がありました点についてご質問、ご意見等ございましたらお願いできればと思います。はい、どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

藤井さんが環境値とおっしゃったのはバックグラウンドのことですか。

【国際協力銀行 藤井】

そうです、はい。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

ご丁寧な説明をいただきありがとうございます。議論の前提として、今のプラクティスということでおうかがいした話について何点か質問させていただければと思います。

まず今ご説明いただいたのは、主に汚染に関する基準について国際基準というのをどういうふうに使っているかという点だったのですが、世界銀行や IFC のセーフガード政策、例えば環境アセスメント、非自発的住民移転といったものについては、実際にどのように適応しているのか。できれば非自発的住民移転を例にご説明いただければありがたいなというのが1点目です。

2点目として、論点で言えば3番の論点と関係する質問ですが、世界銀行のセーフガード政策と IFC のパフォーマンス・スタンダードがあって、新しいコモンアプローチでは、これを明確に振り分けましょうということが出てきていると思いますが、今その点について JBIC さん、NEXI さんのほうでどのようなオペレーションがなされているのか。要するに世銀のセーフガード政策を基本的には適用してプロジェクト・ファイナンスの場合は IFC にしましょうというようなセーフガード政策の適用する国際基準の振り分け方を実際になさっているのかどうかということをおうかがいできればというのが2点目です。

3点目として、実際に借入人の方、あるいはプロジェクトの実施主体の方と対話をするときに、ベンチマークとしてこの政策を使います。あるいは PPAH、世銀のハンドブックを使いますというようなことを明確に相手方に伝えた上で議論なさっているのかどうかということをおうかがいできればと思います。

4点目ですが、古いコモンアプローチをちゃんと見ていなかったのですが、新しいコモンアプローチだと、基本的に参照すべき国際基準に合致しないけれども融資をするという決定をした場合には OECD に報告をするという規定になっているのですが、この点についての JBIC/NEXI での現在の運用状況を教えていただければと思います。質問ばかりで申し訳ありませんが、以上です。

【司会】

ありがとうございます。4点のご質問ですが、ではまず JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

NEXI さんも、プラクティスが違ってないことを期待しますが、何か補足があればおっしゃってください。

1 番目のところについては、私がやるよりは環境部隊のほうがやったほうがいいかなと思いますので、そちらに譲りたいと思います。2 番目のところも、もしかしたら私の認識が間違っているかもしれないのですが、2 番目、3 番目、4 番目のところについては私のほうからお答えをと思っています。

2 番目のところですが、IFC パフォーマンス・スタンダードを PF 案件にというのは、赤道原則の中でそれが明定されたのはたぶん 2006 年とかそんなところだと思います。まだ日が浅いというのはまず前置きとして申し上げた上で、しかもプロジェクト・ファイナンスというのはもちろん定義はあるのですが、プロジェクト・ファイナンスとは言いがたいけれども、何かストラクチャーものだなというものもあって、その明確な線引きが実務上難しいケースもあります。そういったところもあるのを置いておいて本当にアバウトな言い方をしますと、PF 案件については IFC パフォーマンス・スタンダードをベンチマークにしている。それ以外の例えばソブリンとか、あるいはコーポレートリスクの案件とか、そういった類のものについてはセーフガード、世銀の基準をベンチマークにしているということです。

3 番目の借入人との話において、まさしくこれはほとんどのケースとあえて申し上げますが、ほとんどのケースにおいて、私どもが環境社会配慮の確認をするにあたって世銀なら世銀、IFC なら IFC の基準をベンチマークにしているということは当然申し上げます。逆に言うと、ちょっと横道にそれてしまいますが、私どものガイドラインの中で、もちろん具体的な基準みたいなものを何でもかんでもリファーしてやるのがガイドラインとしてよいかという問題は置いておいたとして、今私どもの実務の中で世銀基準とか IFC 基準はかなりもうスターダードになってきているということもあって、むしろそれであればガイドラインそのものにも少しは明確にするような格好で規定したほうがよくだろうということがまさしく今回の私どもの問題意識になっているわけです。

4 番目で、これはコモンアプローチの中では満たしていないというか、ベンチマークとして expected to meet することになっている国際基準に仮にマッチしていないやり方でやる場合は例外的にと書いてある。例外的にやるのはよいのだけれども、正当化する理由も含めて報告しなさいとなっている。実際これは報告をします。そういう事例が出てきてい

るかどうかは、まだコモンアプローチそのものが去年の6月だったかに採択ということなので、事例として挙がっているかどうかというのは定かではありませんが、仮にそういうところに出てくれば、私どもは当然報告をするということになります。

1 番目については環境部隊からご説明申し上げたいと思います。

【国際協力銀行 藤井】

非自発的住民移転の場合に何を適用しているかというお話だったと思いますが、基本的には世銀のオペレーショナル・ポリシー、OP4.1 だったと思いますがけれども、を参照してチェックしています。それは実査なり、現地に行って、相手にもこの方針に従ってやっていますというご説明はしております。

【司会】

ありがとうございます。NEXI のほうから何か付け加えることはございますか。

今のお答えでよろしいですか。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今の最後の点に関してもう少し詳しくお聞かせいただきたいのですが、世銀の OP、非自発的住民移転に関する政策はかなり規定が細かく決まっています、例えば住民移転計画の策定、それから策定項目、それからそれに関する協議とか補償費とかその他諸々、ご存じのようになり細かく決まっていたと思いますが、これは住民移転の議論のときに再度させていただく話なのかもしれませんが、その点どの程度細かく具体的に確認されているかを教えていただきたいと思います。

【国際協力銀行 藤井】

細かい点については、住民移転等もしくは別な機会というか、実施状況調査の中でもあったかと思いますが、お話をさせていただきたいと思いますが、今お話ししている RAP、住民移転計画の策定とか、確か 200 人をめどにとかいう基準があったと思いますけれども、細かい文言は覚えていませんが、200 人以下だと簡便なものでいいとか、住民移転計画の有無についても確認していますし、もしくはそれに等しい書類がなければ、例えば実施プロジェクトの実施主体もしくは責任主体が政府にあるのであれば、そういっ

たポリシーみたいなものがあるかどうかといったことの確認等をしております。

補償の問題についても、たぶん代表的なのが、きちんと合意しなければいけないとか、移転する前に補償しろとかいった話もあると思いますけれども、基本的には一つひとつ世銀の OP4.1 に沿ったかたちでチェックはしております。たぶん量がケース・バイ・ケースでいっぱいあると思いますので、今ちょっと思いつかないというか、細かく言い出すといろいろなケースがあるので、細かいご説明は自分としても思いつかないのですが、そういったかたちでよろしいでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

先ほどの福田さんの質問の4点目に関する藤平さんのご回答への質問ですが、現在のコモニアプローチについての事例については定かではないということだったのですけれども、その前のコモニアプローチにも同じような文言があると思いますが、その前のコモニアプローチについての運用について教えていただけますか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

清水さんのご質問には、私どもは当然それに忠実に対応しております。OECDの中でも環境の実務者会合というのが別途ありまして、それそのものの内容は逐一公開ということにはなっていませんが、そこの中で情報交換という枠組みの中でレポートなどの中身はシェアされていると思っております。ですから答えは、前のところのバージョンのものについても私どもは対応していますということです。

満田さんからのご質問に、藤井のほうからもある程度丁寧に説明申し上げたと思いますが、非自発的住民移転のところについて、私の言い方はかなり抽象的ですが、世銀の OP をきちっと見て、ここ詰まってる、詰まってる、詰まってるというような見方をしています。具体的にはこの点は何とかということをお示ししないと実感を持っていただけないか

もしれないので、それは非自発的住民移転の話になったらお話ししたいと思います。

言ってみれば非自発的住民移転のところも細かいご提案をいただいているわけですが、私どもは世銀基準なり IFC なりを単に横目で見ると、参考にしているという程度では必ずしもないというところから、わざわざガイドラインに規定しなくても思っている部分がないわけではないです。いずれにしても非自発的住民移転のところでもた後ほどもう少し詳しく、あるいは突っ込んだ議論をさせていただければと思っています。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

たびたびすみません。先ほどの藤平さんの2点目の質問に対する答えの中で、プロジェクト・ファイナンスについてはIFCで、他のものに関してはワールドバンクだというお答えがあったのですが、NEXIさんのほうでは、その点、保険のスキームとか種類によって参照する基準を変えていらっしゃるのか、変えていらっしゃらないのか。どういう区分になっているのか、もしくはどの政策を適用しているのかということについて教えていただけますでしょうか。

【司会】

NEXI、お願いできますか。

【日本貿易保険 佐藤】

基本的にはJBICさんと同じです。基本は世銀のOPを参照しては、プロファイ案件に関してはIFC、パフォーマンス・スタンダードを参照するという考えに基づいております。

【司会】

ありがとうございました。他にございますか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

そういう意味ではもちろん今の実務をある意味追認するとか、あるいは実態に合うようなかたちの文言に変えていきたいということでもあり、しかもこれそのものは私どもとしては改訂を視野に入れたテーマだと思っていますので、具体的なテキストなり何なりをお見せして議論するというのがふさわしい項目なのだろうと思っています。追加で何かご質問があれば、あるいはご意見があれば承りますが、もしよろしければこの2番、3番については、このセッションとしては一応クローズということにさせていただければと思いますが。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

現状の確認ばかりで面白くないかなと思って、どうするかという議論をちょっとだけしたいと思います。一つは、確認させていただきたいというか、どういうふうに改訂するかという文言はここには実際には提示されていなくて、私たちは NGO 提言で文言まで提出しているのに、ちょっと知りたいなという気はします。もちろんだraftを出すなど言ったのは私たちなので、それとの関係があると思うので、あまりそこをどうこう言うつもりはないのですが、基本的には今回改訂されたコモンアプローチの文言に沿ったかたちで日本語として置き換えていくということを想定されていらっしゃるのかどうかということを確認させていただきたいということが一つです。

それからこれは非自発的住民移転のところで議論することなのだろうと思うのですが、ガイドラインの第2部と、NEXIさんの場合は別紙だったと思いますが、ベンチマークとすべき国際基準の関係というのは、またそれはそれで別途議論になる話なのだろうなと思っていて、少なくとも現行のコモンアプローチでも exceptional cases と書かれてはいるながら、それはそれで満たせない場合があるということは前提として国際基準をベンチマークとして利用するという事になっている。

一方で JBIC のガイドライン、NEXI のガイドラインというのは基本的に第2部あるいは別紙に掲げられているさまざまな要求事項が守られることが原則というふうに書かれていて、ではたいして違わないのではないかという議論もあるのかもしれないですが、それはおそらく運用の中でも実際にそこに掲げられている要件をどの程度きちんと要求するのかといった JBIC さんや NEXI さんの相手方との関係での要求の仕方、あるいは融資審査のときの見方はおそらく違うのだろうなと私としては思っているのですが、その点につい

てもし JBIC さんのお考えがあれば教えていただきたいと思います。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

いただいた2問についてですが、まず1問目のあり得る改訂テキストというのはコモンアプローチに沿ったかたちのものなのかというご質問ですが、当然矛盾した内容にはしません。コモンアプローチは当然我々としてはクリアしなければいけないものですが、全く同一の文言にするかということ、必ずしもそうではないかもしれないと思っています。むしろ表面的には進むかもしれません。そこはまだはっきりとしたイメージは持っていません。したがって一言一句コモンアプローチと同じものにするということかと問われれば、必ずしもそうではないと思いますという答えです。

2番目。Exceptional cases と言うか何と言うかというところではありますが、一方で私どもとして、これはどうお取りになるかは別として、国際基準というものはそれなりに立派なものなのだろう。ベストプラクティスもそうですけれども。プロジェクトによっては個々のプロジェクトの顔があるはずであって、すでにプリセットされた基準を一言一句たりとも満たさないためなのかという硬直的な運用はするべきではないだろうと思っています。したがって仮に満たさない場合があったとしても、必ず融資なり保護をすることはできる余地は絶対に残そうと思っています。

今、私どものガイドラインの第2部の中で、第1部は参照すると言いながら、第2部で結構あれやれ、これやれと書いてあります。でも、いみじくも福田さんがおっしゃったとおり、これは原則です。全体が原則でかぶせられているということなので、原則に対する例外が全くないわけではない。例外を推奨するという意味ではないですが、例外的な事例であっても、これはいわばアカウンタビリティがある、説明ができる、JBIC/NEXI が与信をしても、一部からご批判はあるかもしれないけれども、私どもとして責任をもってこれはやれると判断するものがあれば、それはやる余地は残しておきたいということです。

【日本プラント協会 長田さん】

今、実務的にかなり厳しくやっていらっしゃるというお話もうかがいましたし、改訂さ

れる内容もコモンアプローチに完全には一緒ではないかもしれないけれども、場合によっては進んだものになるかもしれないというお言葉をちょっときいて、うっと思ったのですが、進み過ぎないようにご配慮いただければ。それだけです。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ここは本当に微妙な言い方をしなければいけないところで、私も微妙な言い方で表面的にはという言い方をしていますけれども、かといって表面的という言葉の語感はあまりよくないのですが、繰り返し申し上げているところですが、ある程度の先進性というか、他の ECA との比較においてちょっと先を走ってるねというところと、それからビジネスサポートというところを当然折り合いをつけてやっていかなければいけないと思っています。著しく先に進んでしまうということは、それこそ私どもの存在意義そのものを問われかねないと思っていますので、そこらへんは注意をしながらやっていきたいと思っていますし、二つ目のまさしく福田さんからご質問があったところの話への答えとして、どんなものであってもそれをベンチマークとするのか、あるいは遵守するのかはともかく、そういうことをうたいながらも、例外と言えるようなものに対して例外を設けないということでは決してないので、そこはどんなことがあってもキープしますので、そういう意味では私どもからいずれご提示申し上げるであろうテキストを楽しみに待っていただければと思います。項番 2 番、3 番についてはよろしいでしょうか。

【財務省 藤岡さん】

1 点だけ確認をさせていただきたいのですが、プロジェクト・ファイナンス案件については IFC パフォーマンス・スタンダードを参照するということですが、コモンアプローチの対象は輸出金融のみと理解しておりますが、新しいガイドラインでは JBIC の資源金融とか、投資金融とかいったものも含めるのか。それから先ほどプロジェクト・ファイナンスというのは線引きが難しいというご発言がありましたけれども、必ずしもプロジェクト・ファイナンスではないけれども、そういったものについても適用することがあるということではよろしいのでしょうか。

【司会】

ありがとうございます。JBIC、回答をお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

まだそこまで細かいところまでは決めておりません。いずれ具体的なものをお出しするときに、そこらへんのことにも関連するような格好でテキスト案をお示しすることになると思います。

【司会】

よろしいでしょうか。

もし他にないようでしたら、時間もたちましたので、このあたりで 15 分ほど休憩を取らせていただければと思います。4 時 15 分から再開するというようお願いできればと思います。どうもありがとうございます。

(休憩)

【司会】

それではそろそろ時間ですので議論を再開したいと思います。

次の項番は 4 番です。環境審査に係わる保険種という項目について議論をしたいと思います。これのご提案は NEXI さんのほうからでしたでしょうか。背景のご説明等を簡単にお願いできますでしょうか。

【日本貿易保険 佐藤】

4 番の議論のところから始めさせていただきたいと思います。今日冒頭に藤平さんからご説明がありましたが、番号としては 12 番までの議論をすることになっています。一応時間は 5 時半までということになっていまして、あと 1 時間 15 分ぐらいのあいだで残りの議論をやっていくということになるのですが、基本的にはこの順番どおりになるのですが、もしよろしければということでご提案です。

4 番の環境審査に係わる保険種という内容と、それからこの論点整理の表でいきますと 9 ページの 7 番、発展途上国以外で実施されるプロジェクト、同じく 8 番、カテゴリ B プ

プロジェクトのレビュー内容というところで、これは実はいずれも私ども NEXI からの明確化という観点からのご提案というところでお知らせいただいております、三つまとめて順番にやってしまったほうが効率がよろしいかと思ひまして、もしよろしければそのように進めさせていただきますと思ひますが、いかがでしょうか。

【司会】

ただいまのご提案にご意見、ご異論等ございましたら。

よろしいですか。それではそのようなかたちで進めていただければと思ひます。

【日本貿易保険 佐藤】

ありがとうございます。それでは論点整理表の 5 ページの 4 番の環境審査に係わる保険種という項目からまず説明いたします。この論点はこういったことかと申しますと、この 4 番の下のところを書いてあるのですが、NEXI ガイドラインにおける対象保険種については列記されているが、保険種新設の場合等の取扱いが必ずしも明確ではないところがあります。

これに関して検討ポイント、それからコメントをいくつかいただいております。基本的にはこの項目に関しては産業界の方、あるいは NGO の方からコメントをいただいておりますが、まず不明瞭な部分は当然わかりやすくしたほうがよいというコメントいただいておりますし、NGO の方からは、例えば「資源エネルギー総合保険」というのがここに書いてあるのですが、これが実際入っていないのではないかとご指摘をいただいております。

実は「資源エネルギー総合保険」というのは、私どもの説明不足かもしれないですが、既存の保険種の上に成り立っております、今のガイドラインの中ですべてカバーはされて、保険種によって除外をしていないということがありまして、今の例を引き合いに出すまでもなく、外部の人にとっては非常にわかりづらい内容になっているかなというところが私どもの感じでもあります。その点わかりやすくということと、こういった誤解をなくすということもありまして、このへんは私どもからの提案ということですので、ある程度方向性をということで考えておりますのは、保険種自体の列挙を今回の機会にやめて記載しようかという方向で考えているところです。

質問は 7 番、8 番をやった後にお受けしたいと思ひますので、引き続き論点の 7 番目、

9ページになりますが、7の発展途上国以外で実施されるプロジェクトというところについてご説明したいと思います。

これに関してはまず NEXI の現行ガイドラインでは、発展途上国以外でのプロジェクトについて、原則としてカテゴリ C に分類されると規定されているが、発展途上国の区分基準である DAC リストが改訂されたときの対応を規定していないということがまず一つあります。

もう一つですが、コモンアプローチですが、これはカテゴリ A、B、C というふうに分けるのですが、仕向国によって特段区別はされていないというところがあります。これに関してもいろいろご意見をいただいております、例えば改訂の扱いが不明確だった場合はきちんとわかるようにしなければいけませんねというご意見と、NGO の方からは、DAC リストにかかわらず審査をしてはどうでしょうかというご意見をいただいております。

基本的には私どもは今回この機会に、発展途上国か否かということでカテゴリ分類に条件をつけるというやり方をやめようかと考えているところです。基本的には途上国うんぬんという記述を取るという考え方でおります。

続きまして同じ9ページの8番、カテゴリ B のプロジェクトのレビュー内容というところです。これにつきましては NEXI 現行ガイドラインでは JBIC 現行ガイドラインの規定する EIA 報告書の取り扱いが不明確であるという状況です。JBIC さんのガイドラインにカテゴリ B の場合、EIA があればそれを見ますよということが書いてあるのですが、NEXI のほうには書いてないというところです。

当然不明確な部分はわかりやすくというコメントも今回またいただいておりますし、EIA 報告書がある場合には当然それを見たほうがいいでしょうねというコメントもいただいております。NEXI として、実態として今まで見ていなかったということではなくて、基本的には JBIC さんと同じ運用をしてきたということなのですが、今回この機会に、カテゴリ B においても、アセスメント手続きがなされている場合に関しては、このアセスメント報告書を見てレビューするという書き方で追加していきたいと考えているところです。

以上3点ですが、通しでざっと説明してしまいましたが、何かご質問があればお受けしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。資料の項番4、7、8の三つの項目についてですが、ご質問、

ご意見、ご確認等ございましたらお願いできますでしょうか。

【FoE Japan 波多江さん】

論点8ですが、カテゴリBプロジェクトのレビュー内容は現時点ではどのようにされているのかを教えてくださいと思います。改訂の方向としては、アセスメントしているものについてレビューをされていくということだったのですが、現在の時点では、EIAがあるものについて、ないものについて、どのようにレビューをされていたのかという実態を教えてくださいと思います。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

JBICさんと基本的には同じでして、EIAがあるものについてはいただいております。ないものに関しましては、私どものほうから質問状等をお送りさせていただいて、それに基づいて審査をしているということになります。

【司会】

清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

先ほどのご説明ですと、EIAがあるものについてはレビューをするという方向性で改訂するというお話でしたけれども、JBICのガイドラインでも、基本的にEIAがなくても、あったとしても、カテゴリBについても環境レビューするということだと思いましたが、そういう方向でよろしいでしょうかという確認です。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

言葉足らずですみません。当然カテゴリBもレビューをします。それも従来から当然やっております。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

【日本貿易保険 佐藤】

ないようでしたら、次の論点5番に進みたいと思います。論点の5番はまたNEXIのほうからでよろしいでしょうか。

【日本貿易保険 稲川】

論点5は人権状況の把握ということで、ヒューマンライツ・ナウ様から、具体的な内容としては、相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況（ステークホルダーの認識も含む）を把握し、適切なプロジェクト実施に関わる確認に反映するというので、テキストで言うと5ページ目から6ページ目にかかる内容です。

ここの部分について、あらかじめJBIC/NEXIとしての認識をご説明したいと思います。総論的な考え方としましては、ご提案の趣旨に関してJBIC/NEXIも異論はありません。異論はないということは、むしろこれについては個別プロジェクトにおいては提案内容のような人権状況の確認は実施していると認識しているということです。実施していますという意味は、個別プロジェクトにおいて、例えば住民移転等のかたちで地域住民、とくに社会的弱者への影響に対する実施主体の環境社会配慮は、JBIC/NEXIとして確認してきている。別に弱者にかかわらず、影響を受ける方の人権が具体的にプロジェクトの中で具現化している部分は確認している。

その際には、当該国における人権状況、例えば具体的にはその国の中で関連の人権を規定する法令とか、その国固有というかその国に特徴のある社会や宗教的側面等の概況を一般情報等から確認し、そうした確認内容、一般情報等から踏まえたその国の全般的状況を踏まえるかたちで当該プロジェクトにおける実施主体の環境社会配慮の適切さを確認しているということです。

【司会】

ありがとうございました。それではご提案された方から補足のご説明等ございますか。
はい、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

この論点を提案したときに、我々の書き方が悪かったのかもしれないですが、プロジェクトに関係ない一般的な社会権とかそんなものまでできるかという検討ポイントなどもいただいたりして、ちょっと誤解を招いたなと思って反省しているのですが、私のほうで出したかった趣旨は、今、稲川さんが説明されていたことと似ているのですが、先ほど汚染の基準のときに説明があって、環境値と排出基準があるとかいう話で、そうすると環境全体の汚染度も測定するし、排出度も一応測定しないと判断できないですからするのだろうと思うのですがけれども、影響を評価するとき、その国とか、プロジェクト対象になっている地域の一般的な人権状況を把握して影響を評価してくださいという内容だったのです。

なぜこういうテーマを出したかということ、環境ガイドラインの本文の中には、例えばコミュニティの安全、特に武装警備などを使う場合の地域コミュニティに与える影響とか、例えば労働衛生とか、労働者の権利の問題とかいったことが環境ガイドラインの本文に明示的にはあまり書かれていなかった。よく見るとチェックリストに書いてあって、やられているというのは認識しましたが、本文には書いてなかったものですから、もう少し具体化したほうがよいのではないかと思います、一応基本的な考え方というところに対応するテーマとして設定させていただいたわけです。

一つ質問があるのですが、現行ガイドラインの場合、第2部のところに影響を検討するスコープということで、社会的関心事項ということで非自発的住民移転、先住民とあって、これは先ほど来、参照する規定をご説明いただいたのでよくわかるのですが、ジェンダーとか子どもの権利とかいうのもあって、かなり幅広にされているのかなと思ったのですが、このへんはどういうふうになっているのかを教えてくださいと思います。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

どうもありがとうございます。これはたぶん質問を重ねていく中で、お互いに何を主張していて、何を説明すればよいか相互理解が深まったところかなと実は勝手に思っていたりするのですが、今のご質問について述べますと、ちょっと先に前段で言うと、JBIC/NEXI お互いのガイドラインの冒頭、JBIC さんで言うと前書きの第1パラグラフ、NEXI で言うと基本方針の第2パラグラフのところで、人権という言葉が明示的に出てくるのはそこに限られます。

JBIC さんの表現で申しますと、環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重、他の社会面を含む環境（以下環境に配慮することを言う）ということで、NEXI のほうは若干表現は異なるのですが、同じようなところで人権というものが、最初の議論に戻ると、全般的な人権というよりは、個別の具体的なプロジェクトの中で人権が、スポットライトがあたりやすいものにスポットをあてるかたちで表現している。

そこを踏まえるかたちで、JBIC さんで言うところの第2部、NEXI で言うところの別紙1（検討する影響のスコープ）のところのポツ1のところではいろいろなものを混ぜ合わせた感じで社会的関心事項ということで括弧でくくって、非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等というかたちでまとめているのですが、かなりいろいろなものが入ってしまっているという印象は私も最初に読んだときに正直言ってあったわけですが、個々のプロジェクトに応じてどこに焦点をあてるべきなのか。つまりプロジェクトの環境社会への影響がたぶん濃淡というか大小が出るのだと思うのです。そこに応じてチェックリストの中でも見ていっているのも、この序列とか順番に優劣とか大小があるのではなくて、網羅的に現行の規定の中では書かせていただいているということです。

【司会】

ありがとうございました。ただいまのお答えでよろしいですか。はい、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

私が質問したかったのは、子どもの権利といっても、たぶんかなりいろいろなものが含まれると思うのです。子どもの権利とジェンダーがあるので、成人の男性以外は全部入る

のではないということもなくもなく、子どもの権利で、例えば児童労働に対する対処をしますとかいうのだったら、何をやるのかわりとはっきりわかるのですが、どんなことを想定されているのかを参考までにおうかがいしたかったのです。

というのは我々のほうで相手国内プロジェクト対象地域の自由権、社会権に係る人権状況といったので、広すぎるというお話もいただいたのですが、社会的関心事項として影響のスコープとして挙げていることもかなりいろいろなことがあるのではないかなと思っていてるものですから、実際どんなことがあるのかなということをおうかがいしたかった。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

その点については、子どもの権利は多岐にわたるところ、あるいはジェンダーというところもあるのですが、ここの中ではあくまで基本的にはプロジェクトベースで、住民移転とか先住民族というところとのつながりが最も直接的に影響を受ける可能性が高いということで、例えばジェンダーでしたら、住民移転に際して女性の意見や考えについても十分尊重され、そうした意見や考えが排除されない仕組みが準備されているかどうかとか、子どもの権利について言えば、ジェネラルな子どもの権利ということにして、同じように例えば住民移転の場合であれば、移転先における子どもたちのための十分な学校や医療、保健施設が準備されているかといったところが一つ例にあたってくるのかなと思います。

児童労働の話で言うと、児童労働はまた別のところというか、かなり特殊と言ったら変ですが、児童労働はここの中でメインにフォーカスをあてているものではない。また別の観点で、安全とか別のところでご紹介があった記憶がありますが、ILOの条約等のところで一般的にそういう問題がないかといったところで見ている。子どもの権利しか書いてないのでわかりづらいのですが、基本的にはプロジェクトの中で影響を受ける人たちの子どもの権利というご理解をいただければと思います。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

個々のプロジェクトにおいて社会的な関心ということで、かなりいろいろな問題が出てくるであろうものについて網羅的に書かれているということだったのですが、例えばこの項目を増やすとか、ここに抜けている要素を加えて今度のガイドラインには追加するということはお考えなのでしょうか。というのは他の ECA の中では、例えば児童労働とか強制労働を配慮の対象として含んでいるところもありますし、あるいは armed security guards、保安要員についても配慮の対象として含んでいるところがあるわけです。エクイター原則とか、また IFC の中でも、こういった保安要員に関するリスクとか影響については明確に項目として含んでいるわけですがけれども、今回の改訂にあたってこうしたところを含んでいく可能性はあるのでしょうか。一つご提案ですけれども。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

ご提案ですが、今私たちが便宜上、追加論点の 3 ということでいただいているのですが、ヒューマンライツさんから出ている論点と同じことですか。今挙げられたものは、ほぼヒューマンライツ・ナウさんの追加論点で出ている保安要員の話とか、強制労働の話もどこかで出ていたような気がしたのですが。ちょっと待ってください。

論点の 22 番、ページで言うと 34、35 ページです。これは同じ意味ですか。

【FoE Japan 波多江さん】

追加論点の 3 を見落としてしまして、趣旨は同様のものだと思いますので、もしそこで議論させていただけるのであれば、それで構いません。ありがとうございます。

【日本貿易保険 稲川】

そういうことで個々の番号のところ議論をさせていただければと思います。共通する論点になってきますので、ここで大いに詰めるという意味ではないのですが、改めて鈴木さんにちょっと確認をしたいのですが、ここを読んでいて、個別に規定していく中でどうしようかなと逡巡するところがあるのは、一つは、今回の人権のところのご提案の中で、

ステークホルダーの主観というところがあります。テキストの7ページですが、検討ポイントの に対するヒューマンライツ・ナウさんの回答の(3)、(4)で具体的なところを書かれているのですが、ここに至ってなかなか難しいな。主観的な認識というのは、正直に言えばわからない。100 人いて 100 人に聞きましたをやったとしてもわからないでしょうし、人の内心はたぶんわからない。

これは適切な例かどうかかわからないですが、職業柄言うと、日本国において言論の自由が抑圧されていると言っている裁判があります。思想ビラを団地の中に入れていた裁判があったりするわけで、そういう人もいる。でもピザのチラシと一緒にだとか、いろいろな人の考え方があって、誰に聞くかで全然違いますし、人の内心なんて、ペロツと舌を出すとわからないところがあって、極端に言えば、そのプロジェクトに対して何らかの意図を持った人間が、その意図を人権というかたちに置き換えて例えばコメントされてしまうと、私たちも判断のしようがない。ことほどさように主観をはかるのは難しい。

だからむしろ今回ご提案いただいた中で、FoEさんと両方ご提案いただいている、UPRとか、アムネスティレポートとか、なるほどこういうところに一つ立っていくのだなというところは私たちもわかるのですが、ここと主観の認識はかなり食い違うというか、それを等価に扱うことは非常に難しい。実際私も、これほど難しい国ではないけれども、レビューをやっていく中で、主観というのは難しいだろうな。そのへんどういうふうに扱ったらよいのか、ご趣旨を教えてくださいたいと思います。

【司会】

鈴木さん、お願いできますか。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

まず前提として、人権基準というのは、環境基準みたいにSOx、NOxが何ppm以上でないといけないとかいうように割り切れないわけです。客観的に判断するといっても、それにはいろいろなレベルがあり得る。要するにこれは主観的な情報なので排除するとかいうふうにされると、なかなか人権の議論はしにくいというのが一つあるものですから、注意的に挙げたという意味が一つあります。

では具体的にどういうふうにするのかということですが、主観的な認識というのは確かにはかりにくいというのはそうなのですが、ステークホルダー協議をする中で、当事者が

表現の自由があると認識していないと、自由に意見が述べられないということがあるわけ
です。例えばいろいろな国連のレポートとか、表現の自由度がどういうふうに保障されて
いるかというのを客観的に調べただけではわからない面もあると思います。

積極的に国連が何か調査をするわけではなくて、NGO とかいろいろな人がステークホ
ルダーが言うからだんだん取り上げられるというメカニズムがあるわけなので、そういう
ことから言うと、必ずしも現地のその事業のところには住んでいないけれども、人権問
題を扱っている NGO からの提言などを幅広く情報を集めていただいて検討していただい
たらどうかと思います。

もちろん人権基準にもいろいろなものがあるのですが、環境基準みたいに数値で明らか
になるものではなくて、日常生活とか職業生活とかいろいろあるかもしれませんが、
侵害されたことについて回復なりを要求するという権利として構成しているわけだから、
相手方としてはそれに対応して、何らかの説明責任を果たすという枠組みになっているも
のだと思うので、それは客観的なものではないから取り上げないとされると、人権の中で
取り上げられる部分がすごく少なくなってしまうのではないかという危惧があるもので
から、あえて書かせていただきました。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご趣旨はよくわかりました。私たちとしても、特に個別のプロジェクトで、おそらく鈴
木さんが書かれている例示の中で見ても、この問題がいちばん多く出るのは影響住民、や
はり移転とかそういう話なのだろうと認識します。その場合にまず大事なことは、客観
的な情報に加えて主観をどれだけ一般情報として汲み取るかということで、その中で、今
ご指摘があったように、ステークホルダーミーティングの結果とか、あるいは現地の方の
ご意見が NGO さんを通してだったり、逆に事業者のほうからこんな話があったんだみた
いな話の中で寄せられてきたものに対しては、できる限りきちんと踏まえていく。またそ
うした苦情というか意見を汲み上げていく。もう一つは grievance mechanism、苦情処理
のメカニズムの中で吸い取っていくのかなというかたちで、なるべく汲み取るメカニズム
を作っていく。それを客観的なものとして捉えていくというところにポイントはあると思

います。

ご提案の中で言うと、主観の認識というか、言いたくても言えないみたいになると、最後はわからなくなってしまって、「俺、こんなこと言ってたけど本当は違うんだ」とものすごく後になって言われても、「思うことがあったら最初から言ってくれよ」というところはあるわけで、そこは限界みたいなものはやはりある。

また調査を行っていく中で、先ほども申し上げたとおり、なるべく中庸というか客観的なところで判断していかないと、特定の国の名前を挙げてはいけませんが、人権の NGO の人を通してでない、その国自身は人権の問題はないと言い張っている国はあるわけです。どんなことが起こっても、私たちの国は問題はないと言っているけれども、そうではないという声が伝わって、私たちが一般に知るに至っている国があると思います。

そういうところはいいのですが、それを個別のプロジェクトに落としていったときです。私は個別のプロジェクトを見ると申し上げていますから、そのときに、アムネスティのレポートを見ても、その国は人権の問題は一般的にあまり言われていない。言論の自由が侵されているという報道などもあまりない。一般的には言われていない。ところがある NGO は非常に騒いでいる。人権弾圧である。ガードマンがずらっといて入れないんだ。

でも考えてみるとガードマンは職業で警備しているので、笑顔で手を振ってはいけないうえです。あの人たちが怖い顔で見ている近寄れませんという話になってしまうと、これは主観です。そう思っている人が住民 100 人の中に 5 人います。NGO がいっぱいあるけれども、1 個の NGO が騒いでいる。ではそのときに等価に扱うのかというのはまた別の問題だと思えます。ですから主観とか、情報を等価に扱うことのリスクもあると思えます。それは私たちの中で一般常識だと思うのですが、そこの中で何を取って、小さいから無視するとか、少ない人だから排除するというつもりは私たちは毛頭ないのですが、それでもたぶん聞かない話というのはあります。

そういう過剰な一部の人によっておかしい問題が起きているところだってあるわけですから、これは世界どこでも起き得る問題で、このへんは私たちは是々非々で対応する。それは客観的にやっていく。そういう意味で私たちは客観性というところに重点を置きたい。これはお互いにそんなに開きがあることを言っているのではなくて、私たちは個別のレベルの中で中庸でありたいということです。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

この鈴木さんのご提案は非常に重要な要素をいろいろ含んでいると思っておりますが、もちろん非自発的住民移転において最も問題になりがちなイシューなのだろうという稲川さんのご見解には賛成します。とはいうもののそれだけには限らず、とりわけ事業に関する住民協議とか、事業に対する幅広い社会的な合意を得るときに、人権状況、自由権、社会権といった状況は重要な判断材料になるのではないかと考えていますが、その点は同じ見解でよろしいのですね。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

その部分に個々にこれとこれとこれに人権がというような表記をしていないわけですが、適切な環境社会配慮という言葉にしても、環境権とかそういうすべてのものは人権から派生しているわけですから、どこが大事ということもさしてないと思っています。すべてのものにおいて人権が確保されているという意味では等しく大事だと思いますので、どこかにハイライトをするつもりはないのですが、いちばん具体的に人間の権利としてものが動いていくのは住民移転のところですから、人権から派生する財産権とか社会権、自由権等が最も影響を受けるのはここに間違いない。あと言論の自由と言ってしまうと、そこも入るわけですが、全部大事です。特にどこかをハイライトするという意味ではなく、全部大事です。

【司会】

ありがとうございました。

【日本貿易保険 稲川】

よろしければ次の論点6に移りたいと思います。

【司会】

ちょっとお待ちいただけますか。満田さん。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

そうしますと結論として論点5に対する方向性というのはどのようにお考えなのでしょうか。

【日本貿易保険 稲川】

基本的には現行のガイドラインの中で人権に対する適切な社会配慮確認ができていないというご意見ではないと思うのです。どうなっていますかというご質問で、こういうあるべき姿を鈴木さんは提示されたのだと思います。これに対して私どもとしては、現行の運用についてご説明いたしました。現行のガイドラインの中で人権等への弾圧とか、人権を無視した環境社会配慮を私たちが見過ごしているという事実は出てきていないというところで、現行の規定運用の中で機能していると認識しているわけですけれども。

【市民外交センター 木村さん】

今日私はこの議論を聞いていて非常に有用だったと思うのは、どのようにして人権状況を確認するかという点について、ヒューマンライツ・ナウさんと FoE Japan さんから、いくつか条約機関のレポート、UPR のレポート、それから人権報告書、そしてヒューマンライツウォッチやアムネスティ・インターナショナル、あるいは現地の人権 NGO、それからステークホルダーの主観的認識といったものが人権状況を確認する上で重要であるという確認がなされたし、それについて合意が取れたと思うのですが、こういったものを、ガイドラインかどうかは別にして、今後参照とする文書として明記できるような方法を考えていただくことはできるのでしょうか。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

ガイドラインの討議をしているので、ガイドラインかどうかは別にしてのものを議論す

場ではないと基本的に思っていますので、ガイドラインの中にそういうことを逐次書いていくのが、議事メモみたいなものを作るのが適切かどうかということを考えればよいのではないかというご提案ではなかったと思いますし、現行の運用の中で使わせていただく。ご紹介していただいてありがとうございますと議事録にも残していく。そして適切に運用いたしますと申し上げていますから、どうなのでしょう。全部書いていくというのがガイドラインのスタイルではないと思いますけれども。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

もう次の論点に行かなければいけないので簡単にしたいと思いますが、今聞いておりましたら、人権問題うんぬんかんぬんということでぜひ入れるということですが、NGOの方もこれは割り切れるものではないとおっしゃっていたのですが、確かにそのとおりだと思いますし、そういう認識でしたら、なにも入れる必要はないのではないかと個人的には思うのですが、一方、企業の立場から言いますと、こういうことを書くことによって、相手国の政府なり、相手国の事業者なりが、こういうことがあったらJBICさんの支援を受けないで他へ行こうということは必ずあります。そういったものに対してNGOさんが阻害要因になったら困るのではないかと非常に懸念しております。

【司会】

鈴木さん、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

議論をしていて認識がそんなに違わない部分もあるということで安心はしたのですが、ではガイドラインを具体的に何をどうするのかということに関して言うと、人権状況について一応把握をして、それを判断に生かすということについては、何らかのかたちで盛り込んでいただきたいとは思っているのです。それを具体的な非自発的住民移転とか、例えば労働のこととか、地域コミュニティの安全とか、もっといろいろ具体的にガイドラインの中に入るといえるのであれば、それはなくてもよいということもあるかもしれないけれども、ここの論点でヒューマンライツ・ナウとして提示したい意見は、人権状況を把握して審査に生かすということをごどこかに盛り込んでいただきたいことはあります。

今産業界の方がおっしゃっていましたが、確かに人権と言うととにかくアレルギーがあ

って、そういうことを言うことが事業を行う上で難しくなるという状況はわからなくもない。例えば世界銀行などは、貧困削減が目的だから、設立協定に人権を守るということが入ってない。日本のコンテキストであまり貧困削減に関して議論されないようなことでも、はっきり言って人権問題だと思ふようなことでも、貧困削減のためのガバナンスのためにこれが重要なんだというかたちで持ってきて、政府ガードポリシーとは関係ないかもしれないけれども、いろいろなポリシーの中で埋め込んでいくというやり方をしているのだと思います。

人権ということを標榜することが、同じことを現地でやろうとしてもデメリットになるという議論があるのはわからなくもないですが、援助機関とビジネスとは違うと言われればそうかもしれないですが、JICA のガイドラインにも一応人権状況を把握して審査に生かすということが書いてあって、その程度ぐらいであれば、人権という言葉が出てくるのは絶対いけないというようなことを言われると、もうちょっとなんとか理解を求められないのかなと思っています。

【日本貿易会 平尾さん】

現行の審査で、各プロジェクトごとに異なる人権の問題がある。それについては対応しているということなので、全般的な人権あるいは社会権を環境ガイドラインで書くと、今後の審査で、この議論で出ていますように、何をもちて人権に配慮できているかという基準もあいまいになりますし、審査にいたずらに時間がかかることにもなるかと思っています。したがって、現状、プロジェクトごとに違う人権問題が発生するのがきちんと担保されているのであれば、あえてガイドラインに全般的な人権、社会権を盛り込むのではなくて、この問題は他の手段で解決するほうが実務的ではないかと思っています。

【司会】

ありがとうございます。では福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

先ほど稲川さんがどこまでガイドラインに書くのかということの問題提起されていらっしやったことについてコメントさせてください。確かにこの場はガイドライン改訂に係るコンサルテーション会合なのだろう。しかしガイドラインという文書は、ここにあるガイ

ドラインの特にこの紙で言えば前半部分はいろいろな関連文書があります。

JBIC の話ですけれども、実際に現行ガイドラインを策定するときにはいろいろな議論があって、ガイドラインの本文には書かないけれども、具体的にその点について JBIC さんとしてどう考えているのかというのは別の文書で書きましようという話はさまざまなされて、その結果として FAQ という文書が作成されて、今でも公開されています。ここには結構重要なことが書いてあって、例えば先ほど議論されていた参照すべき国際基準というのは何なのだろうということの例示がこの FAQ の中には触れられていたりします。あるいは情報公開の期間についても、ガイドライン上は意思決定の前に何日間情報公開するということは書かれていませんが、これについても結局 FAQ で書きますということになって、今の FAQ の中に 60 日、45 日という日付が設けられている。

そういうことを考えると、確かにガイドラインそのものに何を掲載するのかという議論もあるとは思いますが、ガイドラインではないかもしれないけれども、ガイドラインを運用する上で重要なことであれば、それをどこの文書に位置づけていくのだろう。ガイドラインの付属文書ないし関連文書のどこに位置づけていくのだろうという点については、別にガイドラインに関するこのコンサルテーション会合で十分議論の対象になるのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

福田さんの今のご説明だと、なるほどとわかる。何かと言われると、別添とか、メモランダムを結ぶのかなとか、意味がよくわからなかったもので、ちょっとつっけんどんな答えをしてすみませんでした。そう言われれば、そういうことはあるのだろうな。冒頭で藤平さんも言ったとおり、これを選んでいく中で、改訂するかしないかという中でも、私たちとしても「だめです」と4文字で書くことはたぶんないでしょうから、なぜだめなのか、どういうことを考えたらいいいのかというところはむしろ大事なことだと思います。こうやって直しますと同じくらい、このように認識していますということを皆さんの中で認識を持つ。どこまで納得いただけるかはわからないけれども、それは共有していただければというのは大変大事なことだと思っています。

ただその中で、こういうふうにしますよというところで、では今度は FAQ に対する会合を3回開きましょうかと言われると、それはなかなか大変なわけで、そういう意味でテイクノートとは違いますが、今回ご教授いただいたような、個別の内容で、それを載せますという意味ではないですが、こうしたかたちでガイドラインがより平明なかたちでわかりやすいものになるということについては、今の福田さんの、ご提案というより総論なアプローチだと思いますが、そのへんは重々心してやっていくようにしますので、よろしくをお願いします。

これでこの部分はよろしいでしょうか。

【司会】

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

それでは次の項目に移らせていただきたいと思います。お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

それでは論点6、テキストで7ページです。社会配慮基準に関する態度ということで、実施主体の社会配慮に関する基準を実施する意思及び能力について確認する。具体的には実施主体のコンプライアンス規定に労働の基本原則及び諸々の人権の擁護の支持・尊重が含まれているかを確認する。その確認の基準としてコンプライアンス規定の有無、グローバル・コンパクト等の国際的規定への賛意の有無、当該国で一般的なコンプライアンス規定への賛意の有無など、何の行動もなされていないなどを確認する。何の行動もなされていない場合には融資/保険契約への規定も検討。ちょっとはしょってしまってますみませんが、ヒューマンライツさんからのご提案です。

これについて私どもの認識としては、一つは、社会配慮を行う意思や能力は審査スコープにまず含まれていると認識しています。具体的には実施主体の環境社会配慮を適切に実施することの確認。これはまさに環境ガイドラインというか、私どもの最たるミッションですけれども、ここの中で意思及び能力は総合的に勘案するという認識です。

意思及び能力を総合的に勘案するとは何だということと言うと、これは適切な環境社会配慮という具体的なアクションを通じて確認すべきものです。つまり意思とか能力というのは具体的なかたちでははかれませんが、目にも見えないし、はかることも本来できないものだと思っています。ですから具体的にアクションとしてなされていることが必要です。

これは後々鈴木さんの補足の説明の中では、必ずしもそういうことではないですとは言いますが、外形的なものみの指針とか、かつ法的な拘束力のない企業指針等の有無のみをもって判断すべきものではない。

この点を補足すると、昨今、企業不祥事がいろいろあるのですが、いろいろあるわけです。どこかの一流の料亭みたいところで、コンプライアンス規定も一切ないようなところで起きているものだったら、コンプライアンス規定もないからこうなるんだよねと言うんですけども、その一方で、立派な一流企業の中で起きている不祥事だと、コンプライアンス規定があるのになんでという話があって、昔から有言実行とか不言実行とか日本語にありますけれども、そこは関係ある場合もあるけれども、関係ない場合もあるのではないかな。むしろ環境社会配慮はプロジェクトについて見るものですから、そのプロジェクトの中でできているということがいちばん大事で、古い日本語の言葉で言うところの「論より証拠」で、ここの中で確かめることがいちばんいいのかな。

ただその中で、特に今回ご紹介いただいているものの中では、OECDの多国籍企業行動指針とか、グローバル・コンパクトを通じてその企業が行っていますということを企業が言うことについて、私たちは、そう書かれていれば、やっているのかもしれないなと思うのですが、私たちの環境審査は基本的にEIAをベースにして行っている。あるいはスクリーニングフォームでやっているときに、それはたぶん出てこないし、それで何らかの判断をしてはいけないということもあるのだと思います。

そのへんがあるので、ちょっと踏み込んでしまえば、改訂の趣旨を具体的にガイドラインの改訂というかたちで反映していくのは難しいのかなと思うのですが、私たちは、この提案よりもと言うと僭越ですが、よりも明らかなかたちで企業の意思や能力というか、環境社会配慮はできるかできないかですから、そこをむしろ見ているので、これは改訂しなくても大丈夫ですと申し上げたいところです。

【司会】

ありがとうございました。ご提案された鈴木さんのほうから何かございますでしょうか。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

今の稲川さんのご説明を聞いて、その説明の内容自体については安心したのですが、ただ、住民移転は住民移転計画が作られるのである程度わかるのですが、EIAは、一義的に

はその事業が行われている国によってどういう項目が入るかということが決まっています、社会影響に関するところがどの程度入るかは国によるのだろうという気もしていて、そのへんはかなりばらつきがあるのかなと思っていて、スクリーニングフォームなるものも外部からはうかがい知れないところがあったりもするものですから、こういう提案をさせていただいたわけです。

今のプラクティスで十分担保されているというご説明だったので、2点おうかがいしたいのですが、実際やるかどうか重要なのですが、そうは言っても融資をするときに、保険を結ぶときに判断するわけですから、将来どうするかも含めて判断しなければいけないわけで、何のコミットメントもない場合は困るのではないかとということと、ある程度の体制がないと、やりますと言っても本当にできるのですかという議論になると思います。そこからへんはJBICのチェックリストを見ると、モニタリングについては、モニタリング体制について組織、人員、機材、その他確立されているかを見るところとなっているのですが、モニタリング以外のその他の環境影響とか社会影響を含めてそういう体制を見ているのかというのが一つの質問です。

もう一つの質問は、いくら社会環境配慮を守ってやりますと言っても、同種の事業体などで他で侵害している事例がある場合は、本当にそうなのですかという議論があって、我々の側からみれば疑ってかかりたくもなってくるわけで、他の事業での執行状況を勘案するのかどうかをおうかがいしたいのですが。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

まず1点目のご質問に関しては、基本的にはモニタリングの中で担保されていく。契約締結後においても、融資契約期間ないし保険契約期間においては、契約解除は最終手段ではありますが、レバレッジを持った働きかけをする。万一不適切な環境社会配慮があるという事態に対しては改善すべきという働きかけは当然するわけです。ただ、社会配慮の意思、能力というところをどうやって見ていくのかといえ、問題が具現化したときということで、その場合はモニタリングという方法もありますし、極端になってしまえば異議申し立てというやり方もあるでしょうし、地域の方からの苦情もあると思います。

後半の質問のその企業のパフォーマンスということですが、社会配慮という点がちょっと難しいのですが、例えば重大な環境影響、化学工場を爆発させてしまったとか、汚水をまき散らして、多くの人に公害病を与えたとかいう企業があると仮にしましょう。そういう企業から申し込みがあった場合には、そうした前例があれば、同種のプラントだったりしたら、どうやって改善しているのかとか、もう起きないのかとかいう確認はある。

社会配慮のときはどうなのか。これは適切な例かどうかわかりませんが、例えば汚職、贈賄を過去にやりました。日本国でもパクられました。よその国でもパクられましたというような企業であれば、極端に言えば受けないという話もあるでしょうし、しませんという誓約を取るとか、個々にはあるのですが、意思や能力という話になってしまうと、見ていますと言いたいけれども、意思や能力を確認する方法は今ないので、個別に個々の具体的な事由に合わせて確認しているという答えになるかと思います。

【司会】

ありがとうございました。今の答えでよろしいでしょうか。

それでは項番6につきまして、他にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。満田さん、お願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

能力はともかく、意思というのは確認しづらいというご意見はよくわかるのですが、その企業としてなり、借入人として、明確に環境社会的な原則に関するコミットメントがありなしというのは一つの評価項目であろうと考えています。能力に関しては、稲川さんも鈴木さんもお指摘のように、過去の企業のパフォーマンスは非常に重要な評価項目であろうと私は考えていまして、かつ IFC のパフォーマンス基準の中にも社会環境評価及び管理システムの中で、顧客がこうこうこういう管理システムを設けることというような文言は盛り込まれているわけです。

どのみちパフォーマンス・スタンダードは参照するか、何らかのかたちで尊重されるわけなので、同じことなのかもしれないですが、社会配慮基準に関してはとりわけ実施主体の意思、能力というのは重要な評価項目であることは間違いありませんので、現状もし事実上やっているということであれば、ガイドラインに盛り込むことについては支障がないのではなかろうか。むしろそういったことを明確に書くことは、JBIC/NEXI の方針を明

らかにするという意味では非常に重要なのではないかと考えております。

【司会】

ありがとうございます。NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

この論点についてコメントをするのはたぶんこれで最後かと思います。意思及び能力は、それを書くのはいいのですが、それを確認する方法がバラバラというか、実際それを確認していくのは難しいわけですし、グリーンバンス・メカニズムなり、企業のコーポレート・ガバナンスを確認するという方法はあると思うのですが、そういうほうに行ってしまうと、環境社会配慮の本質的なところから少しずれてしまう。むしろ大事なことは意思とかそういう内面から出てくる実際のアクションを見ることであって、そこを見てどうなんだというところはあるわけです。それは大切なだけけれども、それは論より証拠だという話で、これは大事だから書いてください。ただ、書いてしまって、その後何を見るのか。企業さんにしても、実施主体にしても、あなたたちの意思や能力を見ますよと書かれて、困ってしまうわけです。

鈴木さんの最初のほうの提案で、揚げ足を取るわけではないですが、ではあなたたち国連のグローバル・コンパクトに入りなさいとかいう話になってしまうと、もう本末転倒なわけです。そんなことをしてほしいのではなくて、適切な環境社会配慮をやっていただければ構わないわけですから、そのへんは何でもかんでもということではないと思うのです。大事だという認識は持っていますけれども、では大事だと思ったことを全部書きなさいと言ったら、人の命から地球の美しさまで全部書かなければいけなくなってしまう。そのへんは企業の実業の中でやっているものですから、できるできないというのは私たちのほうでも勘案していく。重要であることは否定しませんけれども、だから書くということに対しては賛同するのは難しいのかなと思っています。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。項番6につきまして、他にご質問、ご意見等ございましたら。波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

具体的に確認するのは難しいというか、そういう作業を伴うといろいろまたあると思うのですが、例えば満田さんがおっしゃったように、今の民間セクターの役割や責任とか、社会配慮をする上で、それが非常に重要になっているんだということを基本方針というか、JBICさん、NEXIさんの姿勢として書いていただければという趣旨だったと思うのですが、そういったことを文言に盛り込むかどうか、またFAQに入れるかどうかは別として、そういった書き方もあるのかなということです。

【司会】

ありがとうございました。他にないようでしたら次の項目に移らせていただくということでしょうか。

それでは7番、8番につきましては先ほど終わりましたので、次は9番ですか、お手もとの資料の9ページのいちばん下のところからです。これはどちらですか。では、JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

一応今日の目標にかなり近づいてきました。最初はどうなることかなと思いましたけれども、皆様方のご協力もあって、今日の目標としているところに近づけたかなという感じがします。最後のところがもしかしたら紛糾してしまうかもしれないので、それはそれであって、しかも今日で時間的な関係で難しいということであれば、当然次回以降だってやるということだと思いますが、いずれにしてもここまで来られたというのは、もちろんそれを目標としてはいましたけれども、半信半疑だったところが来られてよかったなと思っています。皆様方のご協力に改めて感謝したいと思っています。

もちろん9、10、11、12とあるものですから、項目ごとによって違うのだろうとは思いますが、ある意味ここは情報公開という枠組みでくくれるところですので、とりあえず私どもとしてはこれをまとめて議論をと考えております。もしそれがワークしなければ各論でやらせていただきたいと思いますが、とりあえず話としてはまとめて思っております。

9、10、11、12というのはむしろNGOさんのほうから提言ということであったものです。まず結論から申し上げますと、現時点でのJBIC/NEXIのスタンスとしては、このご

提言に対しては、ご提言がなくてもと言ったほうが正しいのかもしれませんが、今 JBIC/NEXI で行っている情報公開は不十分だとは申しませんが、もう少し改善の余地はあるだろうなと思っていて、その視点からすると、ご指摘いただいたものに満額回答ということではないかもしれませんが、私どもとしてはここは何らかの格好で現状を改定していく必要があるだろうと思っているところです。これは9、10、11、12 トータルでという意味です。まずそこを申し上げておきたいと思います。

若干おさらいになりますが、9、10、11、12 で何をということですが、まず9番、10番もちょっとリンクしているところではあるのですが、大きく言うと9番に関しては、私どもの今のプラクティスとして、融資とか付保を決定する前の段階でカテゴリ分類を行います。カテゴリ分類を行う際に、例えばカテAの案件であれば、重要文書はこういうものを入手していますということをお知らせし、ものそのものは、例えばJBICのあれでいきますと、今は残念ながらウェブでは公開していない、あるいはリンクを張ってという格好で皆さん方にすぐに見ていただけるようになっていないのですが、情報公開センターというところで一応ハードとしてご覧いただけるような状況にはしている。

いずれにしてもカテゴリ分類をする。この案件はAと考えています、Bと考えています、Cと考えていますというものは公開するということをやっている。一定期間をおいた後、付保の決定とか融資の決定ということになっていくわけですが、9番については、その前段階としての情報公開についてのご提言であり、言わずもがなの部分ですが、主要な文書とか重要な文書については、入手後速やかに公開してくださいというのが9番の中の一つの話です。あと二つぐらいあって、重要な文書というのはEIAは当たり前ですし、それ以外にもこれまでも出てきているような環境管理計画とか、住民移転計画等々でも、重要文書にあたるものもあるでしょう。そういうものについてもJBIC/NEXIのツールを通じて公開をすべし。三つ目は、翻訳版にあたるものも公開すべしというご提言です。これが9番の話です。

10番は、公開の手法として、先ほども残念ながらという言い方をしてしまいましたけれども、今は公開することを決定した文書については、私どもの中ではまだウェブでそのものをアップして、例えば今私どもがこのコンサルテーションをやるということについてもウェブで公開してお知らせしているのですが、環境社会配慮確認をするための主要な文書とか重要な文書そのもの、EIAも含めてウェブで公開していない。これを公開してくださいというご提言が一つ。

加えてその公開の手段として、例えば私どもであれば現地事務所が海外に二十何か所あるわけですが、そのところでも例えばハードで見られるようになったり、もっと言うと外務省さんの在外公館にもそういうものを置くとか、あるいは無償で見られるような格好にしたらいいのではないかと。さらには現地の NGO の方とか地域住民の方から要請があった場合は、その文書の写しを無償で送付するべきである。かなり手厚い情報公開というサービスをしてくださいというのが 10 番目の提言の内容です。

11 番目は、これも私どもがプラクティスとして現在行っている融資を決定した後に、またちょっと違う内容で、私どもで言えば環境チェックレポートのようなものを付ける格好で、この具体的な案件について融資決定をしましたということを融資決定後にまた公開しているわけですが、ここの公開内容に関して、今は環境チェックレポートなるものを公開しているわけですが、ここはどこまでお考えになっているのかということはありませんけれども、確かに今私どもの中では、実務上は公開を前提としていない、私どもの中の意思決定をするための所見などがあるわけですが、むしろそれそのものなのか、またちょっとかたちを変えたものなのか、少なくとも今のチェックレポートよりももう少し突っ込んだ内容のものを公開するべきであるという話と、具体的な項目として、突っ込んだ内容の具体例として、借入人と合意された環境社会配慮上の対策とか、さらにはステークホルダーから提供された意見とか懸念に対する事業者の対応とか、それに対する JBIC の評価も加えて公開したほうがよいのではないかとというのが 11 番目の提言です。

最後の 12 番目は、カテゴリ A のプロジェクトについてとおっしゃっていますが、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書をまず公開せよ。かつ新機関が自ら行うモニタリング結果を公開する。モニタリング結果と言っているところのモニタリングという言葉の定義もあるのですが、私どもはモニタリングそのものをやるわけではなくて、やっていただくのは事業主体になるわけです。私どもはその内容を確認するという立場です。これは環境社会配慮においてもそうだと思いますが、私どもはちょっと一步引いている確認という立場ではあるのですが、もしそれをそういうふう置き換えれば、事業者が作られているモニタリング報告書を公開するということとともに、私どもがそれに対してのモニタリング確認を行っているということについての何らかの文書を公開せよ。この両方を公開してくださいというご提言です。

4 番目は、当然そのモニタリングということなので、融資決定をして、その後にモニタリングと言うステージがあるので、その段階での情報公開ということになるかと思いま

す。いずれにしてもすべてが JBIC/NEXI に対する、あるいは JBIC/NEXI だけではないと思いますが、JBIC/NEXI 関連の情報公開についてのご提言ということだと理解しています。

冒頭申し上げましたとおり、私どもとして満額回答になるかどうかというところはあると思っているのですが、今よりもより中身も深めにする。また公開のやり方も丁寧にするという方向で考えていきたいと思っております。例えば項番 10 番のところでは手法の話が出ていますが、例えばウェブで EIA 等々を入手したときの公開をしてくださいというお話については、当然のことながら現地の文書そのものは、まず現地でしかるべき承認を受けて公開されているということが前提になりますが、私どものほうでもそれを入手しているのであれば、それを私どものウェブで添付資料とかウェブに載せている資料として皆さんにご覧に入れる。場合によっては現地でのプロジェクト・カンパニーがもうウェブで公開しているのであれば、そこにリンクを張るような格好でご覧に入れるということもあるだろう。むしろこれはどちらかと言うとやっていく方向かなと思っています。

他方、それをやった上で、さらに私どもの現地事務所とか、あるいは在外公館というのは、そこはちょっと too much なのではないのかな。コストの問題も確かにありますし、そういったところから他の機関、やっているところやしていないところありますが、やっているところも、多いのはリンクを張ったり、ウェブでということだろうと思いますので、手法については私どももそれと同じような格好での情報公開の手法を取っていききたいと思っています。

前後しますが、9 番については、その最初のステップとして、言ってみれば何を公開するのでしょうかということですが、私どもとして、これまでのガイドラインの中では主要な文書あるいは重要な文書を公開するということになっていて、今までの実務上というか、結果的に見ると、主要な文書ということで入手しているのは EIA となっているのがほとんどになっています。

では他の重要な文書は排除しているかということ、必ずしもそういう趣旨ではなくて、EIA と一体となっているものが結構あるのです。何とか計画とかいう類のものです。ですからもしこれが独立してということになってくるのであれば、相手側でそれが承認され、公開されているものであって、それを私どもが入手するというものであれば、方向感としてはそれも公開していくということなのだろうなとは思っています。

他方、翻訳版というのはちょっと微妙なところ。現地サイドで翻訳版を作って、し

かもオーソライズされて公開されているというものであれば、プロジェクト実施主体の側、あるいは現地サイドでもうオフィシャルになっているものということなので、ここは公開することは問題はあまりないと考えていますが、内々提供されているものとか、場合によっては JBIC/NEXI が誰かに委託して翻訳してもらった仮訳みたいなものまで公開するというのはちょっとどうなのかなと思っているところです。

11 番の契約締結後の話ですが、NGO さんのご提言の中でどこまでというところは、確かに程度の話としてはあると思いますけれども、私どもの中で、JBIC で言えば環境チェックレポートはもう少し深みのある内容にするのかな。その先どこまでにするのかは程度問題のところもありますし、今の段階で明確な方向性が定まっているとはちょっと言いがたいところがあります。いずれにしても私どもが何を考えているのかということをお示しするという意味では、決してドラフトという意味ではなくて、こういう感じのものを考えていますというものをできるだけ早くお示しするほうがいいのだろうなとは思っているところです。

12 番のモニタリングについてですが、これもまずはモニタリングというのは一義的に行っていたのはプロジェクトの実施主体の方である。それは OECD のコモンアプローチもそうですし、一般的にもそうですが、その方たちがモニタリングしたものをできるだけ現地で公開してくださいね。それを懸念するというのが、例えば OECD で言えばコモンアプローチの世界です。私どももそれは同旨になります。

ただ、必ずしも現地で承認され、公開されていないものを私どもだけのために報告書として出されているものをどこまで公開するのか。現地で公開を想定していないものを無理矢理公開させるといふわけにはいきません。一般論でできるだけ公開してくださいねと言ふことはできると思いますが、現地にはそれぞれの事情もあると思いますので、そこを無理矢理というのとはなかなか難しかりょう。そうなってきたときには、むしろ JBIC/NEXI のほうのものを公開というのもあるかもしれないとも思っていなくはないですが、ここもまだ具体的な明確な像まで描けているわけではないけれども、ここについても何らかのことを考えていかなければいけないと思っているところです。

先に今の時点での、結論とは言えませんが、ポジションのような話をいたしました。もっと細かい各論の点で皆様方はご意見もあろうかと思しますので、各論について私のほうからまた詳しく 1 から説明するというのは今の段階では控えます。今の全体的なポジションについてもそうですし、各論の話でも結構ですので、ここからは質疑応答、あるいはご

意見をいただくという格好で進めていければと考えています。

【司会】

ありがとうございました。論点を四つ一緒にということでしたけれども、ご提案された方から何か補足はございますか。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

その前に、もうすでに5時40分となってしまうので、今日どこまでやるかという点について確認したいのですが。

【司会】

それは今後どんな感じで皆様方からご意見が出てくるかを見極めた上で判断しようかと思っていたのですが、いずれにしてもそんなに長く延長することは無理だと思います。申し訳ございませんが、予定の時間を10分ほど過ぎていますが、遅くとも6時で切らせていただければと思うのですが、そういうかたちでよろしいでしょうか。あるいはここで切ったほうがよいというご趣旨ですか。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

ちょうどきりがいいので、ここで切ってもいいかなという気が私はしています。もちろん9番に限って議論させていただくということでもよいのかと思いますが、それだけでも20分ではおさまらないのかなという感じはするので……。

【司会】

そこは皆様方のご質問、ご意見の量といたしますか数の問題だと思います。それでは、もし皆さんもそういう感じであれば、きりがよいので、ここで今日のところは一旦切るということでもよろしいですか。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

すみません。次回の日程は。

【司会】

そうですね。ではそれをまずご説明ください。

【国際協力銀行 藤平】

今回は5月22日(木)です。ちょうど2週間後ですね。私どもも厳しいですし、皆様方にもショートノティスというか、厳しいところかと思いますが、お付き合いいただければと思っております。日程については、もちろん皆様方に出していただける、出ていただけないというところはあるとは思っていますが、ここは基本的にこれでやらせていただきたいと思っています。

【司会】

22日は、中身については今日の続きをやっていくということですね。

【国際協力銀行 藤平】

中身の話ですが、福田さんのご意見だと、20分では1項目も終わらないというお話ですけども、そうすると次回は大変だなと思いながら、しかも私の見方が甘かったかなと思ったりしているのですが、それこそ時間を限定して、さわりなりでもできればいいのかなと思っているところがありまして、無理強いするわけにはいかないと思いながら、例えば6時までとかいかがかなと思っておりますが。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

まず1点ですが、5月22日は私もだめで、満田さんもだめで、FoEもイベントがあるということなので、ちょっとしんどいな。自分勝手なことを言っているのはわかっているのですが、ちょっと大変なので、できれば再考していただきたいのですが、いずれにしても今日は6時までできるところまでやりたいという希望です。

【司会】

わかりました。他の方、よろしいでしょうか。6時には終わるということでこのまま続けるということによろしいですか。

それではそういうことで続けさせていただきたいと思います。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

順番の一つひとつ話していったほうがいいと思うので、9番に絞ってお話しさせていただきたいと思います。9番は情報公開の範囲に関する提言でして、その内容は今、藤平さんにたいへん丁寧にご説明いただいたとおりのところです。私がかこの提言で重要だと思っているポイントは、すでに現在のガイドラインにすべて含まれている内容だと思っています。

まず環境社会配慮確認の範囲とは何だろう。それから情報公開の目的とは何だろうというのがこの提言の最も基本的な部分です。環境社会配慮というのは、ここでは環境問題だけではなく、非自発的住民移転、あるいは先住民族への配慮といった社会面も含む問題について配慮することを環境社会配慮と呼ぶ。これはガイドラインの前書きに書いてあります。何のために情報公開をするのかということもこのガイドラインに極めて明確に書いてあって、JBIC/NEXIが行う環境レビューについて早期に情報を提供してもらおう。そこで透明性を果たそうというために情報公開を行うというふうにこのガイドラインには書いてあります。

したがって何の情報を出すのかということについて考えてみれば、当然それは環境アセスメントだけではないだろう。対策をどうするかという意味で環境管理計画も重要だろうし、あるいは非自発的住民移転、先住民族への配慮といったことに関する基本計画も当然出してもらえるものだと思って、実はこのガイドラインはそうなるのかな。現行のガイドラインでもそうなるのかなと思っていたのですが、現行は基本的には環境アセスメント報告書しか出していないというのが現状なので、このようなかたちで範囲については提案させていただいております。

実は相当皆さんとコメントのやり取りをしている中で、論点はかなり絞れてきているのかなと思っています。一つは情報公開の範囲については、おそらく国際的な基準である世界銀行やIFCがどこまで公開を求めているかということが一つ、そこまでは公開を求めることには実効性があるだろうというのはおそらく多くの方に合意していただいているのかなと思っています。そういう意味では実際に非自発的住民移転に関する計画、住民移転計画であったり、あるいは先住民族への配慮に関する計画は国際機関で公開を要求されている内容ですので、これについてはぜひ公開をしていただきたいと思います。

一方で、若干議論が分かれているなと思う点が2点あって、一つは商業上の機密にどのように配慮すればよいのかという点が1点、もう一つは先ほど藤平さんが触れられた翻訳

版を公開するのかどうかということの2点が大きくここでは意見が分かれているのかなというのが、私が皆さんのコメント、あるいは私たちの意見を並べてみて思っているところです。

商業上の機密については、本当にそんなの含まれるのというのが私の正直な感想でして、私はこれまでいろいろな環境アセスメントなり住民移転計画を読んできましたが、その中に商業上の機密としてここで挙げられているような内容が含まれていたという覚えはありません。もちろん私が読んでいるものですから、公開を前提に作られていますので、そういうものを取り除いたかたちで作成されているということはおそらくあり得るのだろうと思いますが、実際に現在でも義務づけている機関ではそういうプラクティスで行われていると思いますし、おそらくこれは決して JBIC/NEXI にできない内容ではないのだろう。本当に商業上の機密が含まれるということであれば、それは取り除いた上で公開するか、あるいは取り除いたものを提出していただくというやり方でこの点はクリアできるのではないかと思っているところです。

それから翻訳版の問題について今、藤平さんが触れられて、オーソライズされたものであれば公開することは可能であろうが、そうでない、JBICさん、NEXIさんの責任で作成されたもの、現地国政府の承認を得ていないものについては難しいのではないかとのご指摘がありました。これも環境社会配慮に関する情報をなぜ公開するのかということに関連すると思うのですが、先ほど申し上げたように、JBIC/NEXIが行う環境レビューについてインプットを得るために行うのだ。ではJBIC/NEXIは何に基づいて環境レビューを行っているのですか。翻訳版に基づいて行っているのですよね。当該国版しかありません。それが提出されましたというときに、では当該国版に基づいて環境レビューを行うのかというと、これはもし間違いだったら指摘していただきたいのですが、そうではないと思うのです。それは日本語なり英語なりに翻訳されたものに基づいて公開される。

そうするとJBIC/NEXIが行う環境レビューについて情報を得ようと思ったら、翻訳版を公開する必要があるだろう。さらに言えば、その翻訳版が現地の言葉で書かれたものと齟齬があった場合、まさに翻訳版を公開していたほうがJBIC/NEXIが行う環境レビューに資するのではないかと思います。では翻訳版に誤りがあった場合は、翻訳版で現地政府のオーソライズを受けたものではないということを書き記して公開の際に付していただければ、それでクリアできる問題ではないかと思います。この点についての私からの発言は以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、他にありますか。

【国際協力銀行 藤平】

ご指摘いただいているところはごもっともだと思っているところはあります。1点目の商業上の秘密の話ですが、私どもとしても、検討ポイントに対するコメントというところで、10ページの のところで、主要な文書の具体的な内容は何か。主要な文書の定義も大事かもしれないですが、こういったところにおいて何を公開するつもりなのか。現時点においての解釈としては、まずはEIAであり、その承認文書だということですが、けれども、ただしと書いてあって、環境管理計画うんぬんと書いてある。したがってこれが独立した文書という格好で入手されてきて、かつ現地でも承認、公開されているものであれば、私どもとしては公開に関しては、方向感としてはやっていくべきなのかなと思っています。

その中に商業上の秘密があった場合には、そういうものをもともと削除するなり、墨塗りするなり、あるいはほとんどが商業上の秘密だらけだったら、それはそうなのかもしれないですが、ネイチャーからすればちょっと考えにくい。そういうことから少なくともこと環境社会配慮ということでこのタイミングで入手する、あるいは入手し、公開をということで議論の対象になっているものに関して、商業上の秘密が当然にありますよというのはちょっと考えにくいかな。

重要な文書が他にも何かあって、それは想定していないもので商業上の秘密にかかわってくるものはあるのかもしれないですが、環境管理計画とか住民移転計画とか、あるいは先住民対策というのは、ネイチャーからいったら、確かにあまり商業上の秘密とはなじみがないのかもしれないなと思っている。ただ、これは検証してみないとわからないので、おいそれと軽々なことは言えないとは思いますが、感覚としてはそう思っているということです。

いずれにしても現地サイドで承認、公開されているものを私どもがウェブなり、あるいはリンクなりということで何とか計画というものまで公開するというのは、方向感としてはあるのでしょうかということです。たぶん各論とか個別のケースにおいて限界的な事例は出てくると思いますが。

翻訳版については、福田さんのおっしゃっていることは理解はできます。その先はたぶ

ん私どものベースの考え方と福田さんのおっしゃっていることとの根っこにおける考え方が今の段階ではちょっと違うということになるのだらうと思っています。

言葉の使い方にもよってしまうのですが、もちろん私どもは翻訳版なり何なり、特に私どもが当然の状況としてわかる言語で書かれてない現地語で書かれてあるものが、EIAとか何とかというので現地で承認されたり公開してあるものということであるとすれば、例えばインドネシア語とかそういうものをベースにしてということでは必ずしもないでしょう。

ただ、翻訳版を入手することが実際多いですけれども、あるいは場合によっては誰も作ってなければ作るということもあるのかもしれませんが、多いケースは、実施主体の方に仮訳という格好で用意してもらう。それを一つの拠り所にしてはいますけれども、ではそれだけに基いているのかというと、それは違う。実際問題、環境センシティブだということになれば、私どもは現地にも実際に行きますし、その手前の段階でも、質疑応答とかいうことで手紙のやり取りをして確認をしているわけであって、翻訳版というのはそういう意味では一つのベースにはなっていますが、それだけに基いてやっているというわけではないです。

一方で、それも一つの資料なのだから、JBIC/NEXI で公開したらいいではないかという、たぶん皆さんがご覧になるのはそっちばかりなのです。というのは現地語がわかる人なんて日本人はほとんどいないわけですから。いるかもしれませんが。私どもは何のために情報公開をするのか。これはあくまでも環境社会配慮の確認者としての情報公開であり、公的な輸出信用機関としての情報公開であり、それはプロジェクト実施主体の方が行う現地における情報公開とは性格を異にするものです。

私どもは誰に対して情報公開するのか。日本の政府系金融機関としての説明責任を果たすために、一義的には日本の国民の方々に対してするものです。もちろん日本国民の中でも、あるいは日本国民を通じてそれが現地に逆流するということもあるでしょうし、そこから得られたご意見とかインプットを想定して環境レビューのクオリティを上げるという目的のために私どもは情報公開をするのですというのもそのとおり。

そういったことをつらつら考えていったときに、翻訳版という仮訳版で、私どもはそれプラスアルファのものをやっていて、それまで全部公開するのが筋だと言われてしまうと、またそれはそれで困ってしまうのですが、翻訳版だけを公開すると、みんなそっちばかり見てしまう。いくら disclaimer を付けたとしても、こう書いてあるではないかといってそ

っちが一人歩きしてしまう。現地サイドでもオーソライズされていないものを、私どもを通じて 100% ギャランティできるかどうかという内容のものを公開するのは、本当に環境社会配慮のあり方、あるいは確認というコンテキストでよいのだろうか。ねじ曲げることにならないかという懸念を持っています。

そうは言っても私の意見は理解できない。賛成はできないかもしれないけれども、理解はできるということなのかもしれないし、理解もできないということかもしれないけれど、それは本当の意味での平行線なのですから、少なくとも私どもは翻訳版に関して、その意味ではオーソライズされていないものを、仮訳版のみを現地文書に加えて出すというのは、みんながその翻訳版のほうに目が行ってしまうので、ちょっと歪んだような格好になってしまうのではないかと。

公開された人々にとってみれば、それは不親切だと言われてしまうかもしれないですが、私どもは一応そういうものもちゃんと確認をして、それプラス質問上のやり取りもし、場合によっては現地調査もやりということを確認した上で我々はこういうカテゴリ分類をしているんですよ、それは環境社会配慮の確認主体として、一義的な日本国民に対する説明責任はそれなりに果たしているのではないだろうか。それを私どもなりの価値基準で、もうちょっと踏み込んだ内容のもので、かつ 100% 保証されているかどうかよくわからない内容のものを disclaimer 付きで出したとしても、そっちが一人歩きしてしまうのではないのか。そこまで私どもは保証できない。ましてや現地の主体は中身の正確性について保証できるわけではないので、それはちょっと違うのではないかとというのが私どもの考えです。福田さんからの話については、今の段階ではそういうことにしておきます。

【司会】

非常に中途半端な時間だということは重々承知しつつも、先ほどのお約束で、今日は6時で一旦切らせていただくということでしたので、申し訳ございませんが、今日のところはここで終わらせていただいて、次回、またここからスタートさせていただくということにさせていただければと思います。

それでは最後にどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

日付はさておき、次にどのへんまでが入るのかはお知らせしたほうが……。

【司会】

それは今皆さんにお知らせいただけるということですか。

【日本貿易保険 稲川】

はい。

【司会】

ではお願いします。

【日本貿易保険 稲川】

基本的にはテキストの順番どおりに進んでいきますので、今日の9番から12番の情報公開を藤平さんが言い終わったところの次のところから始めていく。つまりもう一回論点9の趣旨説明などには入らないで始めていくところから始めまして、その後、基本的には順番どおりにいくと論点13:ステークホルダーからの意見への対応、論点14:環境社会配慮審査会の設置、論点15:原材料調達を通じた環境社会影響への配慮、論点16:森林認証の取得の奨励・要求、論点17:保護価値の高い森林の転換の禁止、論点18:地域住民等との協議、論点19:社会的合意の形成、論点20:非自発的住民移転と、たぶんこれを頭どおりにやっていくと、住民移転のところの途中でまたぶつ切りになる可能性があるので、議論の進行を見ながら、この中で適宜順番は考えていく。

逆に言うと、住民移転を、ぶつ切りにならないようにおそらく繰り上げると思いますので、住民移転のところについて発言など何かある人は、そこまではちゃんと準備をしましょうねという感じになります。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

住民移転はたくさんありますよね。

【日本貿易保険 稲川】

でも、住民移転はくりとしては一気通貫でできる内容ですので……。

【国際協力銀行 藤平】

住民移転は次回やるということで。情報公開も尻切れになっているので絶対やりますけれども、住民移転もやる。したがって途中歯抜けになるかもしれませんが、住民移転は必ずやるということでご準備いただければ。そういう意味では、今日もある意味で最後オフトラックになってしまったようなところがありますが、通し番号でいって住民移転のところまではやるかもしれないということでご準備いただくとありがたいと思います。逆に言うと、住民移転のところは必ず触れたいと思っております。それでよろしければそうさせていただきたいのですが。

ご異議なしと理解いたしますので、今回はそういうふうにしたいと思います。

問題は日付だろうと思いますが、この場でやるのはあまり適当ではないので、閉会后、バイでお話をさせていただきます。いずれにしましても今日、明日のところで次回のアナウンスはせざるを得ないだろうと思っていますので……。

【司会】

ではこれが終わった後、調整いただけますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

そういうことにしたいと思います。

【司会】

それでは引き続き調整をしていただいて、次回の日程を確定させていただければと思います。

【日本貿易保険 稲川】

先ほどちょっと曖昧な言い方で論点があたっている部分については準備をお願いしますと言いましたが、具体的に準備というのは検討ポイントに対するコメントで、たぶん住民移転のあたりになってくると、第4回で私たちが出したあたりは出ていないので、私たちは逆にそれをいただいて、よく内容を読ませていただいて検討していくというのがあると思いますので、ここの部分とあと追加論点、今日テキストで配ったものも、たぶんそのコメントが入らないと、審議になかなか入りづらいところがあります。今日は検討ポイン

トに対するコメントまで埋まっていたので、フロア全体として理解しやすい議論だったか
と思います。そのぶん議論も非常に活性化されていたと思いますが、逆に何も書いてない
ところで平場でやるというのは、みんななかなか頭に入らない。特に聞いているだけのフ
ロアの人にとってはしんどいところもあると思うので、お忙しいとは思いますが、ここは
ご協力をお願いできればと思います。

非常に厳しいとかそういう事情があれば承りますが。

【司会】

福田さん、お願いします。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

これは拝見させていただいたのですが、答えなかったのには理由があって、多くの点
について JBIC/NEXI さんがすでに書かれていらっしゃるコメントに対する再反論のよう
なものになってしまうのです。この表ではコメントに対するコメントは必要ないというの
を最初のお話でいただいていたので書かなかったというのが、私がこれを見てここを埋め
なかった理由です。

【日本貿易保険 稲川】

私たちも最初はできれば同時に出して、それぞれの考え方を並べたいということだった
のですが、それで空白になっていると、考えがないのか、要するに異論がないということ
なのか、それとも何か言いたいのだけれども、それがタイムラグがあってコメントへのコ
メントになってしまうのか。後者であれば、ヒューマンライツさん、あるいは一部今回 FoE
さんからいただいているのもコメントへのコメントになっていますから、もはやコメント
へのコメントを排除するものではないので、とにかく書いているものを先にとりあえず読
んでおきたいというか、聞いてすぐに答えるのはなかなか難しいので、よろしく願い
できればと思います。コメントへのコメントで結構です。

【FoE Japan 波多江さん】

締切はいつ頃になるのですか。

【日本貿易保険 稲川】

次の開催日にもよるのですが、今まで相当時間は取っていると思います。2週間ぐらいできないですか。今まで通しで考えたら、たぶん2か月ぐらい時間はあったと思います。実際今日ご発言できているので、頭の中には入っているものだと思いますので、来週の金曜日ぐらいで。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは遅い時間までありがとうございました。これをもちまして第5回のコンサルテーション会合を終了させていただきたいと思います。